

## 設置の趣旨等を記載した書類に係る添付資料

奈良県立医科大学大学院 看護学研究科  
看護学専攻 博士後期課程

## 目 次

資料 1	看護学研究科博士後期課程 教育研究上の理念、教育目的及び3つのポリシーの関連図	3
資料 2	看護学研究科博士後期課程 カリキュラム・科目構造と関連図	4
資料 3	看護学研究科博士後期課程カリキュラムマップ	5
資料 4	教育研修（トピックス編）年間計画	6
資料 5	看護学研究科博士後期課程時間割	7
資料 6	奈良県立医科大学大学院看護学研究科博士後期課程履修要項	9
資料 7	看護学研究科看護学専攻博士後期課程履修モデル	12
資料 8	履修及び論文作成のプロセス	13
資料 9	奈良県立医科大学学位規則	14
資料 10	奈良県立医科大学大学院看護学研究科学位審査に関する内規	27
資料 11	奈良県立医科大学医の倫理審査委員会規程	41
資料 12	申請準備から許可（研究開始）までのフロー	47
資料 13	新規申請時 提出書類	48
資料 14	看護学研究科の関係図	49
資料 15	奈良県立医科大学大学院看護学研究科長期履修に関する規程	50
資料 16	公立大学法人奈良県立医科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	51
資料 17	公立大学法人奈良県立医科大学におけるハラスメントの防止等に関する 規程の運用について	54
資料 18	公立大学法人奈良県立医科大学職員就業規則	60
資料 19	奈良県立医科大学女性研究者・医師研究活動支援 （研究支援員配置）事業規程	70
資料 20	大学院生第4研究室 見取図	81
資料 21	看護学科棟1～6階の図面	82
資料 22	主な看護系ジャーナルリスト	88
資料 23	奈良県立医科大学大学院看護学研究科博士後期課程運営委員会規程	94
資料 24	奈良県立医科大学大学院看護学研究科博士後期課程委員会規程	95
資料 25	公立大学法人奈良県立医科大学教育研究審議会規程	96
資料 26	奈良県立医科大学大学院看護学研究科教育評価委員会規程	97
資料 27	奈良県立医科大学における任期を定めて任用する教員の再任手続きに関する規程	98
資料 28	奈良県立医科大学FD委員会規程	102

看護学研究科博士後期課程 教育研究上の理念、教育目的及び3つのポリシーの関連図

教育研究上の理念

豊かな感性・人間性と高度専門職業人としての倫理観を備え、高度化・専門分化および多様化していく医療に要求される学識を有し、実践科学としての看護学の深奥を究め、自立して研究・教育を行うに必要な、高度な能力を有する人材の育成をめざす。

教育目的

- 1 優秀かつ柔軟な資質を併せもち、生涯にわたって自ら学び、看護学の発展を牽引できる人材を育成する。
- 2 深い専門知識や技能を持って、国際的視野から幅広く看護学を探究できる研究者・教育者を育成する。
- 3 人間性豊かな高い倫理観に基づいた高度な看護実践能力と創造的な研究能力をもって地域・社会に展開できる人材を育成する。

ディプロマ・ポリシー (DP)

看護学研究科博士後期課程においては、所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格することが、課程の修了と学位授与の必要条件である。修了時には以下の能力が求められる。

- 1 高度化・専門分化及び多様化していく医療に要求される学識を有し、看護学の発展を牽引できる能力を修得している。 教育目的1
- 2 深い専門知識や技能を持って、国際的視野から幅広く看護学を探究し、自立して研究及び教育を行うことができる能力を修得している。 教育目的2
- 3 豊かな感性・人間性と高度専門職業人としての倫理観に基づき、創造的な研究を行い、看護実践につなげ、地域・社会に展開できる能力を修得している。 教育目的3

カリキュラム・ポリシー (CP)

教育理念・目的に基づき、豊かな感性、人間性と高度専門職業人としての倫理観を備え、高度化、専門分化および多様化していく医療に要求される学識を修得、発展させながら、実践科学としての看護学の深奥を極め、自立して研究を行うに必要な、高度な能力を育成するために2つの分野を設けカリキュラムを配置する。

- 1 様々な健康レベルや健康に対するニーズを持つ人のライフサイクルに応じ、より個性を見据えた健康回復・維持・増進に対応するため、生涯発達看護学分野及び療養・生活支援看護学分野を設ける。生涯発達看護学分野は、発達し続ける人間の存在に対する深い理解を基盤に看護を探究する分野であり、療養・生活支援看護学分野は、人々の生活を基盤に高度な専門性と実践を探究する分野である。
- 2 系統的・段階的に学修できるよう、教育課程では共通科目、専門科目及び研究科目の3つの区分を設け、専門科目及び研究科目に生涯発達看護学分野及び療養・生活支援看護学分野を配置する。
- 3 共通科目は、必修科目として、実践科学としての看護学の学識を深める DP1ため看護の理論と概念を配置し、研究遂行の基盤 DP2を養うため看護学研究法を配置する。  
また、選択科目として、高度な病態生理学的思考 DP1を養うため看護病態学を、国際的な発信力 DP2を養うためアカデミックライティングを、地域及び国際社会に活用可能なケアシステムを創造 DP3する能力を養うため看護ケアシステム開発を、生涯教育としての教育のあり方を探究する能力 DP2を養うため看護人材育成論を配置する。
- 4 専門科目は、看護学の発展に寄与する DP1創造的な研究課題を導き出し、研究に取り組む能力を養うため分野ごとに特論を配置し、医療、看護に関する深い学識と幅広い視野から自立して研究及び教育を行う能力 DP2を養うため分野ごとに演習を配置する。
- 5 研究科目は、高度専門職業人及び研究者としての高い倫理感と、創造的な研究を看護実践につなげ、地域・社会に展開できる DP3能力を養うため分野ごとに特別研究を配置する。

[教育方法]

授業形態は講義・演習とし、主体的な学習を推進するために、アクティブラーニングを基本とする多様な学修方法の提供を行う。

[教育評価]

学習成果は、授業における授業貢献度、課題、レポート、プレゼンテーション、ディスカッション、中間報告会及び研究成果等で総合的に評価する。

アドミッション・ポリシー (AP)

- 1 豊かな感性・人間性と生命倫理や医療倫理を身につけている人 DP3
- 2 看護学に対する深い関心があり、専攻する学問分野の専門知識と応用能力を身につけている人 DP1
- 3 学際的・国際的視野を持ち、自ら進んで課題に取り組む意欲と探究心がある人 DP2
- 4 看護学の教育、研究、実践の分野で地域社会に貢献する意志があり DP3、牽引することができる人 DP1

看護学研究科博士後期課程 カリキュラム・科目構造と関連図

ディプロマ・ポリシー

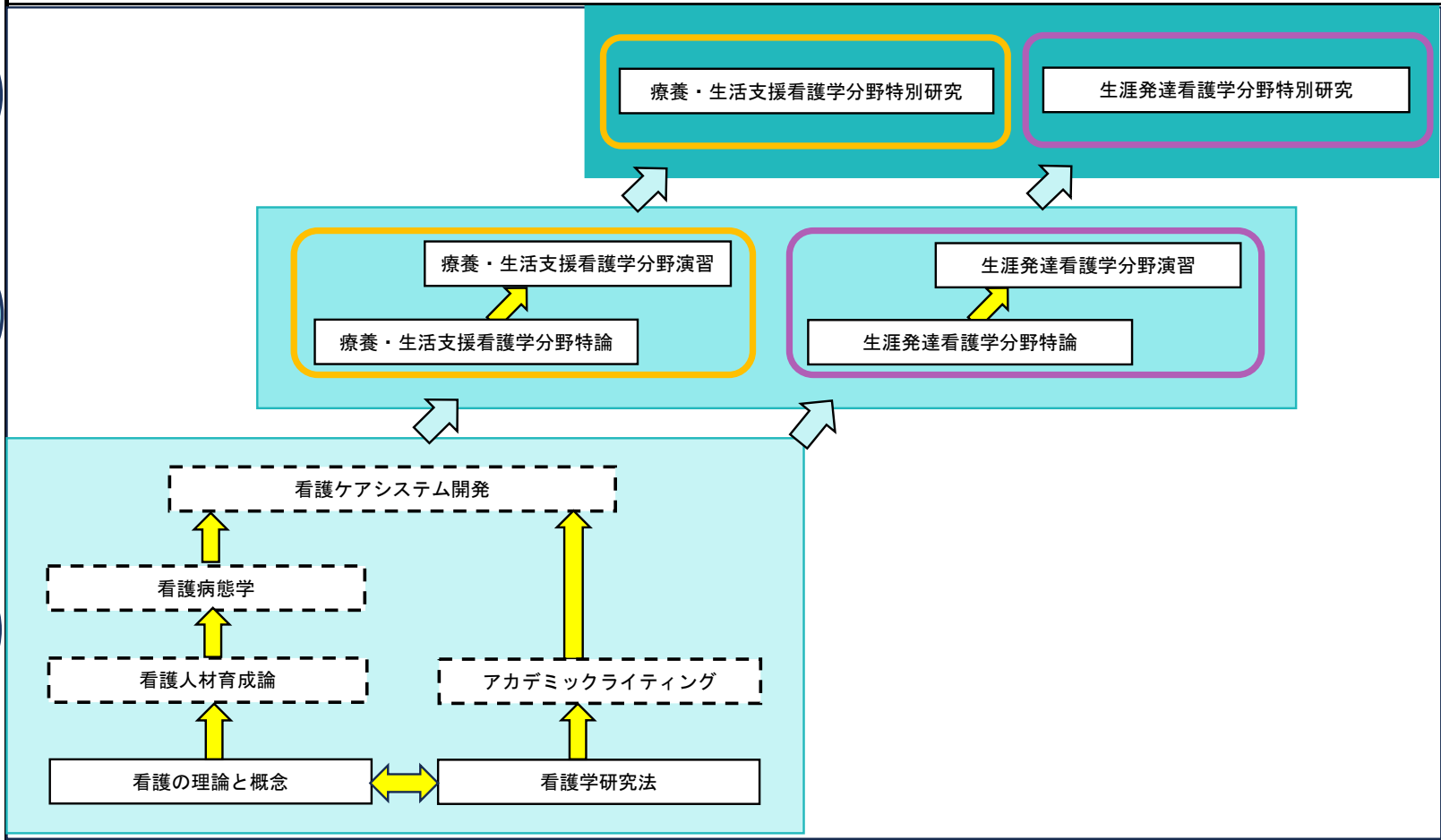
看護学研究科博士後期課程においては、所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格することが、課程の修了と学位授与の必要条件である。修了時には以下の能力が求められる。

1. 高度化・専門分化及び多様化していく医療に要求される学識を有し、看護学の発展を牽引できる能力を修得している。
2. 深い専門知識や技能を持って、国際的視野から幅広く看護学を探究し、自立して研究及び教育を行うことができる能力を修得している。
3. 豊かな感性・人間性と高度専門職業人としての倫理観に基づき、創造的な研究を行い、看護実践につなげ、地域・社会に展開できる能力を修得している。

研究科目

専門科目

共通科目



↑ 共通・専門・研究科目間の関連

↑ 科目内の関連

↔ 相互関係

□ …必修科目

□ …選択科目

看護学研究科博士後期課程カリキュラムマップ

区分	授業科目の名称	配当	単位数		ディプロマ・ポリシー		
					看護学研究科博士後期課程においては、所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格することが、課程の修了と学位授与の必要条件である。修了時には以下の能力が求められる。		
					1	2	3
		年次	必修	選択	高度化・専門分化及び多様化していく医療に要求される学識を有し、看護学の発展を牽引できる能力を修得している。	深い専門知識や技能を持って、国際的視野から幅広く看護学を探究し、自立して研究及び教育を行うことができる能力を修得している。	豊かな感性・人間性と高度専門職業人としての倫理観に基づき、創造的な研究を行い、看護実践につなげ、地域・社会に展開できる能力を修得している。
共通科目	看護学研究法	1前	1			◎	○
	看護の理論と概念	1後	1		◎		
	看護病態学	1通		1	◎		
	看護ケアシステム開発	1通		1	○		◎
	アカデミックライティング	1通		1		◎	
	看護人材育成論	1通		1	○	◎	
専門科目	生涯発達看護学分野	生涯発達看護学分野特論	1通	2		◎	
		生涯発達看護学分野演習	1通	2		◎	
	療養・生活支援看護学分野	療養・生活支援看護学分野特論	1通	2		◎	
		療養・生活支援看護学分野演習	1通	2		◎	
研究科目	生涯発達看護学分野	生涯発達看護学分野特別研究	2～3通	6	○	○	◎
	療養・生活支援看護学分野	療養・生活支援看護学分野特別研究	2～3通	6	○	○	◎

◎：より該当 ○：該当

教育研修（トピックス編）年間計画

テ ー マ	時期	主な対象者			演者		区分	
		研究者	従事者	委員等	内部	外部	指針	臨研法
① 臨床研究の概論：研究公正，研究倫理	4月	○	○	○	○		○	
② 研究不正と規制：研究公正，研究倫理 規制，規制科学	5月	○	○	○	○			○
③ 臨床研究での役割に応じた責務：研究行為/実践/実務	6月	○	○	○	○		○	
④ 研究計画立案：研究デザイン	7月	○	○	○	○			○
⑤ 統計との向き合い方：研究デザイン	8月	○	○	○		○ センター長等	○	○
⑥ 臨床研究の品質管理：研究公正，研究倫理 品質マネジメント	9月	○	○	○	○			○
⑦ 臨床研究の概論：研究公正，研究倫理	10月	○	○	○		○ 厚労省等	○	○
⑧ 研究不正と規制：研究公正，研究倫理 規制，規制科学	11月	○	○	○	○			○
⑨ 臨床研究での役割に応じた責務：研究行為/実践/実務	12月	○	○	○		○ 研究者等	○	○
⑩ 研究計画立案：研究デザイン	1月	○	○	○	○			○
⑪ 統計との向き合い方：研究デザイン	2月	○	○	○	○		○	
⑫ 臨床研究の品質管理：研究公正，研究倫理 品質マネジメント	3月	○	○	○		○ CRO等	○	○

※内部演者のセミナーは録画し通年公開

看護学研究科博士後期課程時間割

【前期】(4~9月)

時限 曜日・学年		1	2	3	4	5	6	7
		9:00~10:30	10:40~12:10	13:00~14:30	14:40~16:10	16:20~17:50	18:00~19:30	19:40~21:10
月	1年						療養・生活支援看護学分野特論・演習 (がん看護学)	療養・生活支援看護学分野特論・演習 (健康科学(睡眠学)) 生涯発達看護学分野特論・演習 (公衆衛生看護学)
	2年							療養・生活支援看護学分野特別研究 (がん看護学)
	3年							療養・生活支援看護学分野特別研究 (がん看護学)
火	1年							
	2年					療養・生活支援看護学分野特別研究 (看護実践応用学)		生涯発達看護学分野特別研究 (公衆衛生看護学)
	3年					療養・生活支援看護学分野特別研究 (看護実践応用学)		生涯発達看護学分野特別研究 (公衆衛生看護学)
水	1年							看護学研究法
	2年							
	3年							
木	1年				療養・生活支援看護学分野特論・演習 (基礎看護学)	療養・生活支援看護学分野特論・演習 (看護実践応用学)	生涯発達看護学分野特論・演習 (小児看護学) 生涯発達看護学分野特論・演習 (健康科学(心と脳の発達学)) 生涯発達看護学分野特論・演習 (高齢者看護学) 生涯発達看護学分野特論・演習 (女性健康・助産学)	
	2年					療養・生活支援看護学分野特別研究 (基礎看護学)		生涯発達看護学分野特別研究 (小児看護学) 療養・生活支援看護学分野特別研究 (健康科学(睡眠学)) 生涯発達看護学分野特別研究 (高齢者看護学)
	3年					療養・生活支援看護学分野特別研究 (基礎看護学)		生涯発達看護学分野特別研究 (小児看護学) 療養・生活支援看護学分野特論・演習 (健康科学(睡眠学)) 生涯発達看護学分野特別研究 (高齢者看護学)
金	1年						看護人材育成論	看護ケアシステム開発
	2年					生涯発達看護学分野特別研究 (女性健康・助産学)		生涯発達看護学分野特別研究 (健康科学(心と脳の発達学))
	3年					生涯発達看護学分野特別研究 (女性健康・助産学)		生涯発達看護学分野特別研究 (健康科学(心と脳の発達学))
土	1年		療養・生活支援看護学分野特論・演習 (在宅看護学)					
	2年	療養・生活支援看護学分野特別研究 (在宅看護学)						
	3年	療養・生活支援看護学分野特別研究 (在宅看護学)						

：共通科目

看護学研究科博士後期課程時間割

【後期】(9~3月)

時限 曜日・学年		1	2	3	4	5	6	7
		9:00~10:30	10:40~12:10	13:00~14:30	14:40~16:10	16:20~17:50	18:00~19:30	19:40~21:10
月	1年						生涯発達看護学分野特論・演習 (公衆衛生看護学)	アカデミック・ライティング
	2年							療養・生活支援看護学分野特論・演習 (がん看護学)
	3年							療養・生活支援看護学分野特論・演習 (がん看護学)
火	1年					看護ケアシステム開発		
	2年					療養・生活支援看護学分野特別研究 (看護実践応用学)		生涯発達看護学分野特別研究 (公衆衛生看護学)
	3年					療養・生活支援看護学分野特別研究 (看護実践応用学)		生涯発達看護学分野特別研究 (公衆衛生看護学)
水	1年						看護の理論と概念	生涯発達看護学分野特論・演習 (高齢者看護学) 生涯発達看護学分野特論・演習 (女性健康・助産学)
	2年							療養・生活支援看護学分野特別研究 (健康科学(睡眠学))
	3年							療養・生活支援看護学分野特別研究 (健康科学(睡眠学))
木	1年			療養・生活支援看護学分野特論・演習 (基礎看護学)		看護病態学	生涯発達看護学分野特論・演習 (小児看護学) 生涯発達看護学分野特論・演習 (健康科学(心と脳の発達学))	療養・生活支援看護学分野特論・演習 (がん看護学) 療養・生活支援看護学分野特論・演習 (看護実践応用学)
	2年					療養・生活支援看護学分野特別研究 (基礎看護学) 生涯発達看護学分野特別研究 (小児看護学) 生涯発達看護学分野特別研究 (女性健康・助産学)		生涯発達看護学分野特別研究 (高齢者看護学)
	3年					療養・生活支援看護学分野特別研究 (基礎看護学) 生涯発達看護学分野特別研究 (小児看護学) 生涯発達看護学分野特別研究 (女性健康・助産学)		生涯発達看護学分野特別研究 (高齢者看護学)
金	1年						看護人材育成論	療養・生活支援看護学分野特論・演習 (健康科学(睡眠学))
	2年							生涯発達看護学分野特別研究 (健康科学(心と脳の発達学))
	3年							生涯発達看護学分野特別研究 (健康科学(心と脳の発達学))
土	1年		療養・生活支援看護学分野特論・演習 (在宅看護学)					
	2年	療養・生活支援看護学分野特別研究 (在宅看護学)						
	3年	療養・生活支援看護学分野特別研究 (在宅看護学)						

：共通科目



## 奈良県立医科大学大学院看護学研究科博士後期課程履修要項

### (目的)

- 第1条 この要項は、奈良県立医科大学大学院学則(平成20年4月1日。以下「学則」という。)  
第7条第2項の規定により、奈良県立医科大学大学院博士後期課程の授業科目(以下「科目」という。)の名称、履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (科目等)

- 第2条 開設する科目、単位数、時間数及び履修年次は、別表のとおりとする。

### (科目の履修)

- 第3条 学生は履修しようとする選択科目について、各学期の指定期間内に履修登録を行わなければならない。
- 2 学生は、前項の登録をした後においては、任意に履修科目の変更又は取り消しをすることはできない。ただし、学長が正当な理由と認めた場合はこの限りでない。
  - 3 科目は、原則として定められた年次に履修するものとする。
  - 4 単位を修得した科目は、再び履修することはできない。

### (単位の計算方法)

- 第4条 科目の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、学習方法に応じ、次の基準により、計算するものとする。
- 一 講義については、15時間をもって1単位とする。ただし、科目の内容によっては、30時間をもって1単位とすることができる。
  - 二 演習については、30時間をもって1単位とする。ただし、科目の内容によっては、15時間をもって1単位とすることができる。
  - 三 実習、実技及び実験については、45時間をもって1単位とする。ただし、科目の内容によっては、30時間をもって1単位とすることができる。

### (修了の要件)

- 第5条 看護学研究科博士後期課程を卒業するためには、本大学院に3年以上在学し、科目について13単位以上修得し、かつ、学位論文を提出しその審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 一 履修科目  
修了要件に必要な科目の履修は、次のとおりである。
    - ア 共通科目 必修科目 2単位  
選択科目 1単位以上
    - イ 専門科目 特論 2単位  
演習 2単位
    - ウ 研究科目 特別研究 6単位
  - 二 学位論文  
学位論文に関する必要事項は別に定める。

### (単位認定の資格)

- 第6条 学生は、次の各号に該当しなければ、履修する科目の単位認定を認めない。
- 一 履修する科目の出席時間が、当該科目の授業時間数の3分の2(実習科目にあつては5分の4)以上の者
  - 二 出席時間数が前号に達しない者のうち、担当教員が前号に達した者と同等の能力があると認めた者

### (成績の評価)

- 第7条 成績の表示は100点を満点とし、次の基準により行う。

100～80点	79～70点	69～60点	60点未満
A	B	C	D

(単位の認定)

- 第8条 科目の単位認定は、成績の評価により、A、B及びCを「合格」、Dを「不合格」とし、合格者に対し所定の単位を与えるものとする。
- 2 単位の認定は、当該科目の担当教員が行い、成績判定会議で審議を行う。
  - 3 成績判定会議は、看護学研究科博士後期課程の教授をもって組織する。
  - 4 単位の認定は、看護学研究科長が学長に報告し、学長が決定するものとし、その結果は、看護学研究科博士後期課程委員会で報告するものとする。

(不正行為)

- 第9条 不正行為があったときは、当該科目の単位を無効とする。ただし、不正行為が悪質であると判断された場合は、学則第32条による懲戒処分を行う。

(雑 則)

- 第10条 この要領に定めるもののほか、科目の履修に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (令和 年 月 日)

- この要領は、令和 年 月 日から施行する。

別表 看護学研究科博士後期課程の教育課程

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		時間数	主担当教員	修了要件履修単位	
			必修	選択				
共通科目	看護学研究法	1前	1		15	石澤 美保子	選択 1単位以上	
	看護の理論と概念	1後	1		15	川上 あずさ		
	看護病態学	1通		1	15	太田 豊作		
	看護ケアシステム開発	1通		1	15	小竹 久実子		
	アカデミックライティング	1通		1	15	五十嵐 稔子		
	看護人材育成論	1通		1	15	水田 真由美		
専門科目	生涯発達看護学分野	生涯発達看護学分野特論	1通		2	30	川上 あずさ	専攻分野 特論 2単位以上 演習 2単位以上 特別研究 6単位以上
		生涯発達看護学分野演習	1通		2	60	川上 あずさ	
	療養・生活支援看護学分野	療養・生活支援看護学分野特論	1通		2	30	石澤 美保子	
		療養・生活支援看護学分野演習	1通		2	60	石澤 美保子	
研究科目	生涯発達看護学分野	生涯発達看護学分野特別研究	2～3通		6	180	川上 あずさ	
	療養・生活支援看護学分野	療養・生活支援看護学分野特別研究	2～3通		6	180	石澤 美保子	
学位又は称号 : 博士(看護学)			学位又は学科の分野 : 保健衛生学関係					
修了要件及び履修方法								
本大学院に3年以上在学し、科目について13単位以上修得し、かつ、学位論文を提出しその審査及び最終試験に合格しなければならない。							1学年の学期区分 2期	
							1学期の授業期間 15週	
							1時限の授業時間 90分	

看護学研究科看護学専攻博士後期課程履修モデル

生涯発達看護学分野を専攻する者の履修モデル例

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		時間数	1年次		2年次		3年次	
			必修	選択		前	後	前	後	前	後
共通科目	看護学研究法	1前	1		15	→					
	看護の理論と概念	1後	1		15		→				
	看護病態学	1通		1	15						
	看護ケアシステム開発	1通		1	15						
	アカデミックライティング	1通		1	15						
	看護人材育成論	1通		1	15						
専門科目	生涯発達看護分野	生涯発達看護分野特論	1通		2	30	→				
		生涯発達看護分野演習	1通		2	60	→				
	療養・生活支援看護分野	療養・生活支援看護分野特論	1通		2	30					
		療養・生活支援看護分野演習	1通		2	60					
研究科目	生涯発達看護分野	生涯発達看護分野特別研究	2~3通		6	180			→		
	療養・生活支援看護分野	療養・生活支援看護分野特別研究	2~3通		6	180					
合計単位数				2	11						

療養・生活支援看護分野を専攻する者の履修モデル例

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		時間数	1年次		2年次		3年次	
			必修	選択		前	後	前	後	前	後
共通科目	看護学研究法	1前	1		15	→					
	看護の理論と概念	1後	1		15		→				
	看護病態学	1通		1	15						
	看護ケアシステム開発	1通		1	15						
	アカデミックライティング	1通		1	15						
	看護人材育成論	1通		1	15						
専門科目	生涯発達看護分野	生涯発達看護分野特論	1通		2	30					
		生涯発達看護分野演習	1通		2	60					
	療養・生活支援看護分野	療養・生活支援看護分野特論	1通		2	30	→				
		療養・生活支援看護分野演習	1通		2	60	→				
研究科目	生涯発達看護分野	生涯発達看護分野特別研究	2~3通		6	180					
	療養・生活支援看護分野	療養・生活支援看護分野特別研究	2~3通		6	180			→		
合計単位数				2	11						

## 履修及び論文作成のプロセス

時期	事項	概要	
1 年次	4月	オリエンテーション	教育課程、履修方法、研究指導の進め方等について説明する。
	4月	指導体制の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導教員は、出願時に希望した教員とする。</li> <li>・ 同じ研究分野の研究指導教員又は研究指導補助教員から1名、指導教員との協議により副指導教員を決定する。</li> </ul>
	4月	履修計画	指導教員と共通科目、専門科目、研究科目の履修スケジュールを相談のうえ、選択科目の履修を決定する。
	9月	研究計画書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導教員と副指導教員と相談のうえ、他分野又は他大学院の副指導教員を決定する。</li> <li>・ 上記3名から、学生のこれまでの実績に基づき研究課題や研究計画について指導を受け、12月までに研究計画書を作成する。</li> </ul>
	1月	研究計画報告会	研究計画書を指導教員及び補助教員の前で発表し、指導及び助言を得て、計画書のブラッシュアップを図る。
	2月	医の倫理審査委員会に申請	人を対象とする研究については、医の倫理審査委員会に申請を行う。
	3月	研究活動Ⅰ	医の倫理審査委員会で承認後、研究計画書に基づき研究活動を行う。
2 年次	9月 又は 2月	中間報告会	9月又は2月のどちらか一方で研究活動の進捗状況を指導教員、補助教員及び研究指導教員の前で発表し、指導及び助言を受ける。
	9月 又は 2月	研究活動Ⅱ	中間報告会での指導及び助言を踏まえて、指導教員及び副指導教員と相談の上、研究活動を行う。
3 年次	4月	研究活動Ⅲ	研究活動の継続及び論文の作成を開始する。
	1月	学位申請	論文とともに必要書類を提出する。
	2月	資格審査	修了に必要な単位を取得又は取得見込みであること確認する。
	2月	予備審査	学位請求論文の内容を確認する。
	2月	公聴会	<p>最終試験として申請者は審査委員に対し論文内容を口頭発表し、試問を行う。</p> <p>(審査委員長は最終試験終了後、博士論文及び最終試験の評価について審議)</p>
	3月	本審査	学位請求論文の審査結果を博士課程委員会において審査委員長から報告し、博士後期課程委員会委員による可否投票により出席委員の3分の2以上の「可」票を持って「合格」と認定される。

## 奈良県立医科大学学位規則

### (目的)

第1条 奈良県立医科大学学位規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条及び奈良県立医科大学大学院学則（平成19年4月1日。以下「学則」という。）第14条第2項の規定に基づき、奈良県立医科大学（以下「本学」という。）において授与する学位の専攻分野、論文審査及び試験又は学力の確認の方法、その他博士及び修士の学位に関し必要な事項を定めるものとする。

### (学位の専攻分野)

第2条 本学において授与する博士の学位の専攻分野は医学又は看護学、修士の学位の専攻分野は医学又は看護学とする。

### (学位の授与の条件)

第3条 博士の学位は、学則の定めるところにより医学研究科博士課程又は看護学研究科博士後期課程を修了した者に授与する。  
2 修士の学位は、学則に定めるところにより医学研究科修士課程又は看護学研究科博士前期課程を修了した者に授与する。  
3 第1項に規定するもののほか、博士の学位は、本学大学院医学研究科に学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与することができる。

### (学位論文等の提出)

第4条 前条第1項に規定する学位の授与を受けようとする者は、学則第8条第1項第一号を専攻する者にあつては、所定の学位論文審査願に学位論文、論文内容の要旨、参考論文、論文目録及び履歴書、学則第8条第1項第四号を専攻する者にあつては、所定の学位論文審査願に学位論文、論文内容の要旨、副論文、論文目録及び履歴書、を添付の上、学長に提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。  
2 前条第2項に規定する学位の授与を受けようとする者は、学則第8条第1項第二号及び第三号ア（1）を専攻する者にあつては、所定の学位論文審査願に学位論文、論文内容の要旨、論文目録及び履歴書、その他を専攻する者にあつては、所定の課題研究成果物審査願に課題研究成果物、課題研究成果物内容の要旨、課題研究成果物目録及び履歴書、を添付の上、学長に提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

### (課程を経ない者の学位論文等の提出)

第5条 第3条第3項に規定する学位の授与を受けようとする者は、学位申請書に学位論文、論文内容の要旨、参考論文、論文目録、履歴書及び公立大学法人奈良県立医科大学料金等規程に定められている審査料を添え、学長に提出しなければならない。  
2 学位論文の受理は大学院医学研究科博士課程委員会（以下「医学研究科博士課程委員会」という。）の審議を経て、学長が決定する。  
3 学位論文を受理したときは、学位論文の審査のほか、本学大学院の博士課程において所定の単位を取得した者と同等以上の学力を有する者であることを確認しなければならない。  
4 医学研究科博士課程委員会は学位論文の審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の副本、訳本、模型又は標本その他の提出を求めることができる。  
5 学位論文の審査は、当該論文を受理してから、原則として1年以内に終了するものとする。

### (課程の修了及び論文の審査の審議)

第6条 医学研究科博士課程委員会及び大学院看護学研究科博士後期課程委員会は、第3条第1項によるものについては、学則の定めるところにより、課程の修了の可否、同条第3項によるものについては、その論文の審査の可否について審議し、その結果を学長に報告する。  
2 大学院医学研究科修士課程委員会及び大学院看護学研究科博士前期課程委員会は、第3条第2項によるものについては、学則の定めるところにより、課程の修了の可否について審議し、その結果

を学長に報告する。

(学位記の交付)

第7条 前条の規定に基づく報告を踏まえ、学長は学位授与の可否を決定し、学位の授与を可とするものには学位記を授与するものとし、学位を授与できないものと決定したものにはその旨を通知する。

(論文趣旨の公表)

第8条 本学は博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第9条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内にその論文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、学位の授与を受ける前にすでにインターネットの利用により公表したときはこの限りでない。

(学位の名称の使用)

第10条 本学において、博士の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、奈良県立医科大学博士(医学)又は奈良県立医科大学博士(看護学)、修士の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、奈良県立医科大学修士(医科学)又は奈良県立医科大学修士(看護学)とする。  
2 学位記の様式は別表第1、第2、第3、第4及び第5のとおりとする。

(学位授与の取消)

第11条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、医学研究科博士課程委員会、大学院医学研究科修士課程委員会、大学院看護学研究科博士前期課程委員会又は大学院看護学研究科博士後期課程委員会の審議を経て当該学位を取り消すことがある。

(学位記の再交付)

第12条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を具し、学長に願い出なければならない。

(学位授与の報告)

第13条 本学において、博士の学位を授与したときは、学長は省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、博士及び修士の学位に関し必要な事項については、学長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和36年12月13日から施行する。

附 則(昭和37年6月11日)

この規則は、昭和37年6月11日から施行する。

附 則(昭和63年3月16日)

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 奈良県立医科大学学位規程(昭和34年11月1日)は廃止する。

附 則(平成元年12月19日)

この規則は、平成2年1月1日から施行する。

附 則(平成4年3月10日)

この規則は、平成4年3月10日から施行する。

附 則（平成19年4月11日）

この規則は、平成19年4月11日から施行する。

附 則（平成22年3月4日）

この規則は、平成22年3月4日から施行する。

附 則（平成25年10月3日）

この規則は、平成25年10月3日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の本規則第5条の規定は、改正前の本規則第5条第1項の規定に基づき学位申請され同条第2項の規定に基づき学位論文を受審され平成33年3月31日までに審査されるときは、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和2年1月7日）

1 この規則は、令和2年1月7日から施行する。

2 改正後の本規則第4条第2項の規定は、平成30年度以前に学則第8条第1項二号イ（2）に入学した者は、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和 年 月 日）

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

ただし、改正前の規定による本学大学院看護学研究科修士課程の入学者については、なお従前の例による。



別表第1-1（第10条関係）

（大学院医学研究科博士課程を修了した場合）

	甲第	号
学位記		
大学印	本籍〔都道府県名又は国名〕	
	氏名	
	年	月 日生
本学大学院医学研究科 医科学専攻の博士課程を 修了したので博士（医学）の 学位を授与する		
年 月 日		
奈良県立医科大学長		
氏名	学長の印	

別表第1-2 (第10条関係)

(大学院医学研究科博士課程を修了した場合)

Degree Number:

Nara Medical University

Hereby confers the degree of

Doctor of Philosophy

Upon

[氏名]

Date of Birth: [月日], [年]

In recognition for having successfully fulfilled

the course of study

in the Doctor course of Medical Science,

Graduate School of Medicine on [月日], [年]

[学長署名]

[学長名]

President of

Nara Medical University

大学印

別表第2-1（第10条関係）

（大学院看護学研究科博士課程を修了した場合）

第 号	
学 位 記	
大学印	本籍〔都道府県名又は国名〕 氏名 年 月 日生
本 学 大 学 院 看 護 学 研 究 科 看 護 学 専 攻 の 博 士 後 期 課 程 を 修 了 し た の で 博 士 （ 看 護 学 ） の 学 位 を 授 与 す る	
年 月 日	
奈良県立医科大学長	
氏 名	学長の印

別表第2-2 (第10条関係)

(大学院看護学研究科博士後期課程を修了した場合)

Degree Number:

Nara Medical University

Hereby confers the degree of

Doctor of Philosophy in Nursing Science

Upon

[氏名]

Date of Birth: [月日], [年]

In recognition for having successfully fulfilled  
the course of study

in the Doctor course of Science in Nursing,

Graduate School of Nursing on [月日], [年]

[学長署名]

[学長名]

President of

Nara Medical University

大学印

		乙第	号
学 位 記			
大学印	本籍〔都道府県名又は国名〕		
	氏名		
		年	月 日生
本 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の 審 査 に 合 格 し た の で 博 士 ( 医 学 ) の 学 位 を 授 与 す る			
年 月 日			
奈良県立医科大学長			
		氏 名	学長の印

Degree Number:

Nara Medical University

Hereby confers the degree of

Doctor of Philosophy

Upon

[氏名]

Date of Birth: [月日], [年]

In recognition for having successfully completed  
a thesis and the final examinations prescribed  
by the Doctor course of Medical Science  
Graduate School Medicine on [月日], [年]

[学長署名]

[学長名]

President of  
Nara Medical University

大学印

別表第4-1（第10条関係）

（大学院医学研究科修士課程を修了した場合）

		第	号
学位記			
大学印	本籍〔都道府県名又は国名〕		
	氏名		
		年	月 日生
本学大学院医学研究科 医科学専攻の修士課程を 修了したので修士（医科学）の 学位を授与する			
年 月 日			
奈良県立医科大学長			
		氏名	学長の印

別表第4-2 (第10条関係)

(大学院医学研究科修士課程を修了した場合)

Degree Number:

Nara Medical University

Hereby confers the degree of

Master of Science in Medical Science

Upon

[氏名]

Date of Birth: [月日], [年]

In recognition for having successfully fulfilled  
the course of study  
in the Master course of the Department of Medical Science  
Graduate School of Medicine on [月日], [年]

[学長署名]

[学長名]

President of  
Nara Medical University

大学印



別表第5-1（第10条関係）

（大学院看護学研究科博士前期課程を修了した場合）

第 号	
学 位 記	
大学印	本籍〔都道府県名又は国名〕 氏名
	年 月 日生
本 学 大 学 院 看 護 学 研 究 科 看 護 学 専 攻 の 博 士 前 期 課 程 を 修 了 し た の で 修 士 （ 看 護 学 ） の 学 位 を 授 与 す る	
年 月 日	
奈良県立医科大学長	
氏 名	学長の印

別表第5-2 (第10条関係)

(大学院看護学研究科博士前期課程を修了した場合)

Degree Number:

Nara Medical University

Hereby confers the degree of

Master of Science in Nursing

Upon

[氏名]

Date of Birth: [月日], [年]

In recognition for having successfully fulfilled  
the course of study  
in the Master course of the Department of Nursing Science,  
Graduate School of Nursing on [月日], [年]

[学長署名]

[学長名]

President of  
Nara Medical University

大学印

## 奈良県立医科大学大学院看護学研究科学位審査に関する内規

### (目的)

第1条 奈良県立医科大学学位規則（以下「学位規則」という。）第14条の規定に基づき、大学院看護学研究科における学位審査に関して必要な事項を定めるものとする。

### (資格要件)

第2条 学位規則第3条第1項の規定により学位を請求することができる者は、本学大学院看護学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）に在学し、学則第8条第3号に定める単位を修得した者又は修得見込みの者とする。

2 第1項に規定するもののほか、学位規則第3条第1項の規定により学位を請求することができる者は、博士後期課程に3年以上在学し、学位未取得で所定の単位のみ修得して退学した者で、退学後3年以内（ただし、奈良県立医科大学看護学研究科長期履修に関する規程第4条第1項の規定による長期履修の許可を受けた者については、3年から当該長期履修期間を控除した年数以内とする。）の者とする。

3 学位規則第3条第2項の規定により学位を請求することができる者は、本学大学院看護学研究科博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）に在学し、学則第8条第4号に定める単位を修得した者又は修得見込みの者とする。

### (資格審査)

第3条 前条の資格審査は、大学院看護学研究科博士前期課程運営委員会又は大学院看護学研究科博士後期課程運営委員会において行う。

### (学位論文又は課題研究成果物の要件)

第4条 学位規則第4条第1項に規定する学位論文は、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- 一 学位を請求する者（以下「請求者」という。）が筆頭著者であること。
- 二 専門学術誌に受理又は掲載された英語原著論文であること。

ただし、日本学術会議に学術団体登録されている団体の学会誌に原著として受理又は掲載された論文であれば、和文論文も可とする。

- 2 学位規則第4条第2項に規定する学位論文は、請求者が筆頭著者であることとする。
- 3 学位規則第4条第2項に規定する課題研究成果物は、請求者が筆頭著者の特定の課題についての研究成果であることとする。
- 4 学位規則第4条第1項及び第2項に規定する学位論文が共著論文の場合は、申請者分担内容報告書及び同意書を学位論文提出時に添付して提出することとする。

### (副論文の要件)

第5条 学位規則第4条第1項に規定する副論文は、請求者が筆頭著者の論文であり、学位論文提出時に1篇以上添付することが可能であることとする。

### (予備審査)

第6条 第4条及び第5条の要件を確認する予備審査は、大学院看護学研究科博士前期課程委員会（以下「前期課程委員会」という。）又は大学院看護学研究科博士後期課程委員会（以下「後期課程委員会」という。）において行い、学位論文の受理を決定する。

（最終試験）

第7条 最終試験は、学位論文又は課題研究成果物を中心とし、これに関する科目について行う。この試験は口頭試問とする。ただし、筆記試験を併せて行うことができる。

（学位審査委員会）

第8条 学位規則第4条第1項及び第2項により提出された学位論文等並びに最終試験は、学位審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行う。

2 請求者の研究指導教員は、下表のとおり学位審査委員（以下「委員」という。）を前期課程委員会又は後期課程委員会に推薦（自己推薦も可）し、承認を得る。

学位規則第4条第1項により提出された学位論文の委員	3名
学位規則第4条第2項により提出された学位論文の委員	3名
学位規則第4条第2項により提出された課題研究成果物の委員	2名

3 委員会に学位審査委員長（以下「委員長」という。）を置くこととし、委員長は互選による。

4 本学に請求者の研究指導教員がない場合、看護学研究科長が下表のとおり委員を前期課程委員会又は後期課程委員会に推薦（自己推薦も可）し、承認を得る。

学位規則第4条第1項により提出された学位論文の委員	3名
学位規則第4条第2項により提出された学位論文の委員	3名
学位規則第4条第2項により提出された課題研究成果物の委員	2名

5 委員は、看護学研究科の研究指導教員とする。ただし、請求者の研究指導教員を除き、当該学位請求論文の共著者は委員になることができない。また、前期課程委員会又は後期課程委員会が認めた場合は、外部の教員等を審査委員とすることができる。

6 委員長は、下表のとおりとする。

学位規則第4条第1項により提出された学位論文の委員長の要件	請求者の研究分野とは異なる分野に所属する本学の専任教授
学位規則第4条第2項により提出された学位論文の委員長の要件	本学の専任教授とする。 ただし、請求者の研究指導教員は委員長になることができない。
学位規則第4条第2項により提出された課題研究成果物の委員長の要件	本学の専任教授とする。 ただし、請求者の研究指導教員は委員長になることができない。

(学位公聴会)

第9条 請求者は、前期課程委員会又は後期課程委員会主催の学位公聴会でその内容を発表し、最終試験を受けるものとする。

2 学位公聴会は、委員長を含む2名以上の委員及び請求者の研究指導教員の出席を要する。

(委員会の開催)

第10条 委員会は、学位公聴会における請求者への質疑により、学位請求論文及び最終試験の適否を審査する。ただし、学位公聴会とは別に、委員会が請求者に質疑を要請し、その結果を審査の判断に使用することができる。

2 委員は、学位公聴会后、委員長に学位請求論文の適否を理由を付して報告する。

3 委員会の委員長は、下表の委員数が適とした場合は合格、その他の場合は不合格とし、審査要旨に当該審査結果及び理由を記載し、前期課程委員会又は後期課程委員会で報告する。ただし、審査結果が不合格の場合は、前期課程委員会又は後期課程委員会で報告する前に、再審査することができる。

学位規則第4条第1項により提出された学位論文の委員会	2名以上
学位規則第4条第2項により提出された学位論文の委員会	2名以上
学位規則第4条第2項により提出された課題研究成果物の委員会	1名以上

(本審査)

第11条 学位規則第6条に規定する審議を行う本審査は、前条第3項に規定する報告に基づき、前期課程委員会又は後期課程委員会において行い、前期課程委員会規程第5条又は後期課程委員会規程第5条の規定に関わらず出席した委員の3分の2以上の賛成をもって可とする。

2 学位規則第4条第1項に規定する学位論文の評価の視点は、次の各号に定めるものとする。

一 研究課題

文献検討が充分になされ、研究課題は明確に定まっているか。

二 研究方法の選定

研究対象の選定、研究デザインは適切に選択されているか。

三 倫理的配慮

研究デザインに添った倫理的配慮がなされているか。

四 研究データの収集

課題に対するデータ収集が適切になされているか。

五 結果とその解釈および研究の発表

- ・研究課題に対する答え、あるいは仮説の検定結果を示し、結果の意味や意義を解釈する考察が示されているか。
- ・研究は独創的思考に基づいているか。研究の発展性もしくは今後の課題は示されているか。看護学研究への貢献が期待できるものであるか。

六 研究者としての能力

研究遂行能力及び論文作成能力において、自立した研究者たる能力を持ち合わせているか。

3 学位規則第4条第2項に規定する学位論文及び課題研究成果物の評価の視点は、次の各号に定めるものとする。

一 研究課題

文献検討が充分になされ、研究課題は明確に定まっているか。

二 研究方法の選定

研究対象の選定、研究デザインは適切に選択されているか。

ただし、系統的レビュー、症例報告等も含むことができる。

三 倫理的配慮

研究デザインに添った倫理的配慮がなされているか。

四 研究データの収集

課題に対するデータ収集が適切になされているか。

五 結果とその解釈および研究の発表

- ・研究課題に対する答え、あるいは仮説の検定結果を示し、結果の意味や意義を解釈する考察が示されているか。
- ・研究は独創的思考に基づいているか。研究の発展性もしくは今後の課題は示されているか。看護学研究への貢献が期待できるものであるか。

(学位授与の取消)

第 12 条 学位規則第 11 条に規定する審議は前期課程委員会規程第 5 条又は後期課程委員会規程第 5 条の規定に関わらず出席した委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって可とする。

(学位審査日程)

第 13 条 第 3 条、第 6 条、第 9 条及び第 11 条に定める審査は、所定の日程で行う。

(様式)

第 14 条 学位規則第 4 条の規定に定める学位論文審査願、課題研究成果物審査願又は学位申請書、論文目録又は課題研究成果物目録、履歴書及び論文内容の要旨又は課題研究成果物内容の要旨、学位規則第 9 条に定める奈良県立医科大学機関リポジトリ公開に関する同意書、並びに本内規第 4 条第 4 項に規定する申請者分担内容報告書又は同意書は、別記様式第 1 号から第 6 号のとおりとする。

(研究報告会)

第 15 条 学位規則第 4 条第 1 項及び第 2 項により学位論文を提出する者は、学位請求までに、前期課程委員会又は後期課程委員会主催の研究報告会で、学位論文に係る研究内容の中間報告を行うものとする。

(細則)

第 16 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項又は適用上の疑義については、前期課程委員会又は後期課程委員会において審議する。

附 則 (令和 年 月 日)

この内規は、令和 年 月 日から施行する。

様式第 1-1 号 (第 14 条関係)

年 月 日

奈良県立医科大学長 殿

年 月 日入学

奈良県立医科大学大学院看護学学研究科看護学専攻

氏名

## 学 位 論 文 審 査 願

貴学大学院看護学研究科修了の認定をいただくため、貴学学位規則に基づき関係書類を添え学位論文を提出いたしますから、ご審査くださるようお願いします。

年 月 日

奈良県立医科大学長 殿

年 月 日入学

奈良県立医科大学大学院看護学研究科看護学専攻

氏名

## 課 題 研 究 成 果 物 審 査 願

貴学大学院看護学研究科修了の認定をいただくため、貴学学位規則に基づき関係書類を添え課題研究成果物を提出いたしますから、ご審査くださるようお願いいたします。



論 文 目 録

氏 名	
-----	--

主 論 文

題 名  
(和 訳)

課 題 研 究 成 果 物 目 録

氏 名	
-----	--

課題研究成果物

題 名  
(和 訳)

# 履 歴 書

ふりがな 氏 名	
生年月日	年 月 日生
本 籍	
現 住 所	
学 歴	
研 究 歴	
職 歴	
賞 罰	
上記のとおり相違ありません。	
年 月 日	
氏 名	

論文内容の要旨

氏名	
題名  (和訳)	

課題研究成果物内容の要旨

氏名	
題名  (和訳)	

奈良県立医科大学機関リポジトリ公開に関する同意書

年 月 日

奈良県立医科大学附属図書館長 殿

氏名 (自署)

1 論文題目

2 学術雑誌名

第 卷 号 頁 ~ 頁

3 発行年月日  
年 月

上記論文(全文)の、奈良県立医科大学機関リポジトリを通じたインターネット上への無償公開については、以下のとおりです。

特にありません。

公開できません。

非公開事由：

公開できる見込がある場合の予定時期： 年 月 日

申請者分担内容報告書

年 月 日

奈良県立医科大学長 殿

年 月 日入学

奈良県立医科大学大学院看護学研究科看護学専攻

氏名

1 論文名

(和 訳)

2 著 者

3 分担内容

同 意 書

年 月 日

奈良県立医科大学長 殿

氏名

1 論文題目

2 著者名

3 学術雑誌名

第 卷 号 頁 ～ 頁

4 発行年月日  
年 月

上記論文を 氏が奈良県立医科大学（看護学）の学位を申請するにあたり、以下のとおり同意します。

- ・ 上記論文を学位申請の論文として提出すること
- ・ 上記論文を奈良県立医科大学機関リポジトリを通じて、著作権者が許諾する条件の下でインターネット上に無償公開すること

なお、私どもは、当該論文を学位申請用主論文として過去に使用したことがなく、また、将来においても使用しないことを誓約します。



# 奈良県立医科大学医の倫理審査委員会規程

〔昭和61年10月14日〕  
制 定

最終改正

令和4年(2022年)4月1日

## (目的及び設置)

第1条 奈良県立医科大学(以下「本学」という。)において行う、人を対象とする生命科学・医学系研究及び医療行為等(以下「研究等」という。)が、ヘルシンキ宣言及び人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針を含む国の指針等(以下「指針等」という。)に基づき行われることを目的として、奈良県立医科大学医の倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は学長が設置するものとする。

## (委員会の任務)

第2条 委員会は、医の倫理の在り方に関する基本的事項について調査審議するとともに、本学の研究者から申請された研究等(臨床研究法の適用となる特定臨床研究、治験、製造販売後臨床試験及び製造販売後調査等に係るものを除く。)の実施計画について、指針等に基づき、倫理的観点及び科学的観点から審査する。

2 委員会は、本学以外の研究機関に所属する研究者からの依頼に基づき、研究の実施計画について審査することができるものとする。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者
- (3) 一般の立場から意見を述べることができる者
- (4) 基礎教育部長
- (5) 看護教育部長

2 前項第1号から第3号の委員は、それぞれ他を兼ねることはできない。また、本学に所属しない委員が複数含まれていなければならない。必ず男女両性で構成するものとする。

3 第1項第1号から第3号の委員は、教育研究審議会の審議を経て、学長が任命又は委嘱する。

4 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長の選出は、委員の互選による。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (議事)

第5条 委員会は、出席委員が第3条第1項第1号から第3号及び第2項の要件を満たし、5名以上の出席がなければこれを開くことができない。

2 委員会は、必要があると認めるときは、当該研究の実施計画の審査を申請した研究者又は委員以外の者に出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

3 審査の対象となる研究の実施に携わる委員は、当該研究の実施計画に係る審議に参加することができな

- い。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。
- 4 委員会は、特別な配慮を必要とする者を研究対象者とする研究の審査を行う場合は、必要に応じてこれらの者について識見を有する者に意見を求めなければならない。
  - 5 委員会の議事は、原則として出席委員の全会一致をもって決するものとする。ただし、審議を尽くしても意見が取りまとまらない場合は出席委員の3分の2以上の同意により決するものとする。
  - 6 審議の経過及び結果は、記録として保存し、少なくとも年1回以上、委員会の開催状況及び審査の概要について、「研究倫理審査委員会報告システム」において公表しなければならない。ただし、審査の概要のうち、研究対象者及びその関係者の人権又は研究者及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として委員会が判断したものについては、この限りでない。

#### (専門部会)

- 第6条 委員会は、専門の事項を調査検討するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
- 2 部会は、委員会に調査検討の経過及び結果を文書により報告しなければならない。
  - 3 部会は、若干名の部会員をもって組織する。
  - 4 部会員は当該専門の事項に関する学識経験者のうちから、学長が任命又は委嘱する。
  - 5 部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選による。
  - 6 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
  - 7 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。
  - 8 部会は、部会員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
  - 9 部会は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。部会は、当該専門の 事項に関する調査検討が終了したときは、解散するものとする。

#### (審査)

- 第7条 委員会は、研究責任者より研究の実施計画の審査の申請があったときは、速やかに審査を開始するものとする。
- 2 委員会は、前項の審査を行うにあたっては、特に次の各号に掲げる観点に留意しなければならない。
    - (1) 研究等の対象となる個人の人権の擁護
    - (2) 研究等の対象となる個人に理解を求め、同意を得る方法
    - (3) 研究等によって生ずる個人への不利益及び危険性と医学・看護学上の貢献度の予測
  - 3 委員会は、次の各号に掲げる事項について、迅速審査を行うことができる。
    - (1) 研究等実施計画の軽微な変更に関する審査
    - (2) 他の研究機関と共同で行う研究であって、既に当該研究の全体について他の機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
    - (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
    - (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
  - 4 迅速審査は、委員会が指名する第3条第1項の複数の委員で行う。ただし、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針以外の国の指針等に基づき行われる迅速審査の場合は、必ず当該分野において識見を有する委員を含むものとする。迅速審査の結論は、審査した委員の3分の2以上の同意により定めるものとする。
  - 5 前項に規定する審査の結果は、全ての委員に報告されなければならない。
  - 6 審査の判定は、次の各号に掲げる表示により行う。
    - (1) 承認
    - (2) 不承認

- (3) 継続審査
- (4) 非該当
- (5) 停止 (研究の継続には更なる説明が必要)
- (6) 中止 (研究の継続は適当ではない)

(判定の通知)

第8条 委員会は、前条による審査を行った研究等の判定結果について審査結果通知書により研究責任者に通知しなければならない。

(異議申立て)

- 第9条 前条の判定に異議がある研究責任者は、委員会に対し、1回に限り、異議申立てをすることができる。
- 2 前項の異議申立ては、異議申立て書に異議の根拠となる資料を添えて、審査結果通知書が交付された日から起算して30日以内に委員会に提出しなければならない。
  - 3 委員会は、前項の異議申立て書を受理したときは、再審査を行いその結果を審査結果通知書により研究責任者に通知しなければならない。

(研究等の実施計画の変更)

- 第10条 研究責任者は、第7条第6項第1号による表示の判定を受けた研究等の実施計画を変更しようとするときは、遅滞なく、委員会に申請をしなければならない。
- 2 第7条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

(報告義務)

- 第11条 研究責任者は、研究等の実施状況について、少なくとも年1回以上、実施状況報告書を委員会及び学長に提出しなければならない。また、研究等が終了又は中止若しくは中断する場合は終了等報告書を委員会及び学長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究責任者は、学長又は委員会が必要と認めるときは、直ちに前項の報告書を学長又は委員会に提出しなければならない。
  - 3 研究責任者は、次の各号の事項を知った場合は速やかに学長に報告し、必要に応じて、研究を停止、若しくは中止、又は研究計画書を変更しなければならない。
    - (1) 研究の倫理的妥当性又は科学的合理性を損なう又はそのおそれがある事実を知り、又は情報を得た場合
    - (2) 研究の実施の適正性又は研究結果の信頼を損なう又はそのおそれがある事実を知り、又は情報を得た場合
    - (3) 研究に関連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点又は研究の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合
  - 4 学長は、前項の報告を受けた場合には、必要に応じて、委員会の意見を聴き、速やかに研究の中止、原因究明等の適切な対応を取らなければならない。この場合、委員会が意見を述べる前においては、必要に応じ、研究責任者に対し、研究の停止又は暫定的な措置を講じるよう指示しなければならない。
  - 5 研究責任者は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに、当該事象や研究の継続等について、委員会の意見を求めるほか、その旨を学長に報告するとともに、適切な対応を図らなければならない。また、奈良県立医科大学附属病院の患者を対象としている研究については、附属病院長にも報告を行うものとする。

(指針等の遵守)

第12条 学長は、研究等に関わる研究者及び関係者（以下「研究者等」という。）が、指針等に従って行われる

ようにするため、研究者等に対し、これらの内容の周知徹底を図るものとする。

2 研究者等は、研究等を行うに際し、指針等を遵守するよう努めるものとする。

#### (責務)

第13条 委員会の委員及び事務担当者は、職務上知り得た情報を法令又は裁判所の命令に基づく場合など正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 新たに任命又は委嘱された委員は、前項に係る誓約書を学長に提出しなければならない。

3 委員会の委員及び事務担当者は、審査及び関連する業務等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。

#### (多機関共同研究に関する審査)

第14条 委員会は、他の研究機関と共同して実施する研究について、研究代表者からの依頼に基づき、一括した審査を行うことができる。ただし、他の研究機関に所属する研究代表者からの依頼による審査については、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合に受け付け、行うことができる。

(1) 当該研究機関と本学が倫理審査委受託契約書を締結していること。

(2) 当該研究機関の研究実施体制を審査する上で必要な書類が提出されていること。

2 審査を依頼しようとする研究代表者は、本学が指定する方法により、当該審査に要する費用（以下「審査費用」という。）を納入しなければならない。ただし、本学の研究者が研究代表者の申請については、この限りではない。

3 前項の審査費用の額は、別表1に定める額とし、既納の審査費用は返納しないものとする。

#### (他の倫理審査委員会への一括審査の依頼)

第15条 研究責任者は、他の研究機関と共同して実施する研究について、第1条に定める委員会以外の倫理審査委員会に一括した審査を依頼することができる。一括した審査を依頼できる委員会については、学長が別に定める。

#### (事務)

第16条 委員会の事務は、経営企画課において処理する。

#### (雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究等の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、昭和61年10月14日から施行する。

#### 附 則（平成6年4月1日）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成9年10月1日）

この規程は、平成9年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年4月2日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成20年6月25日）

この規程は、平成20年6月25日から施行する。

#### 附 則（平成20年10月9日）

この規程は、平成20年10月9日から施行する。

附 則（平成21年3月19日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月4日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月4日）

この規程は、平成27年6月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月8日）

この規程は、平成29年9月8日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年（2020年）4月1日）

この規程は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

附 則（令和3年（2021年）6月10日）

この規程は、令和3年（2021年）6月30日から施行する。

ただし、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の施行された令和3年（2021年）6月30日時点で、現に廃止前の疫学研究に関する倫理指針、臨床研究に関する倫理指針、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針又は人を対象とする医学系研究に関する倫理指針の規定により実施中の研究については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和3年（2021年）11月15日）

この規程は、令和3年（2021年）11月15日から施行する。

附 則（令和4年（2022年）4月1日）

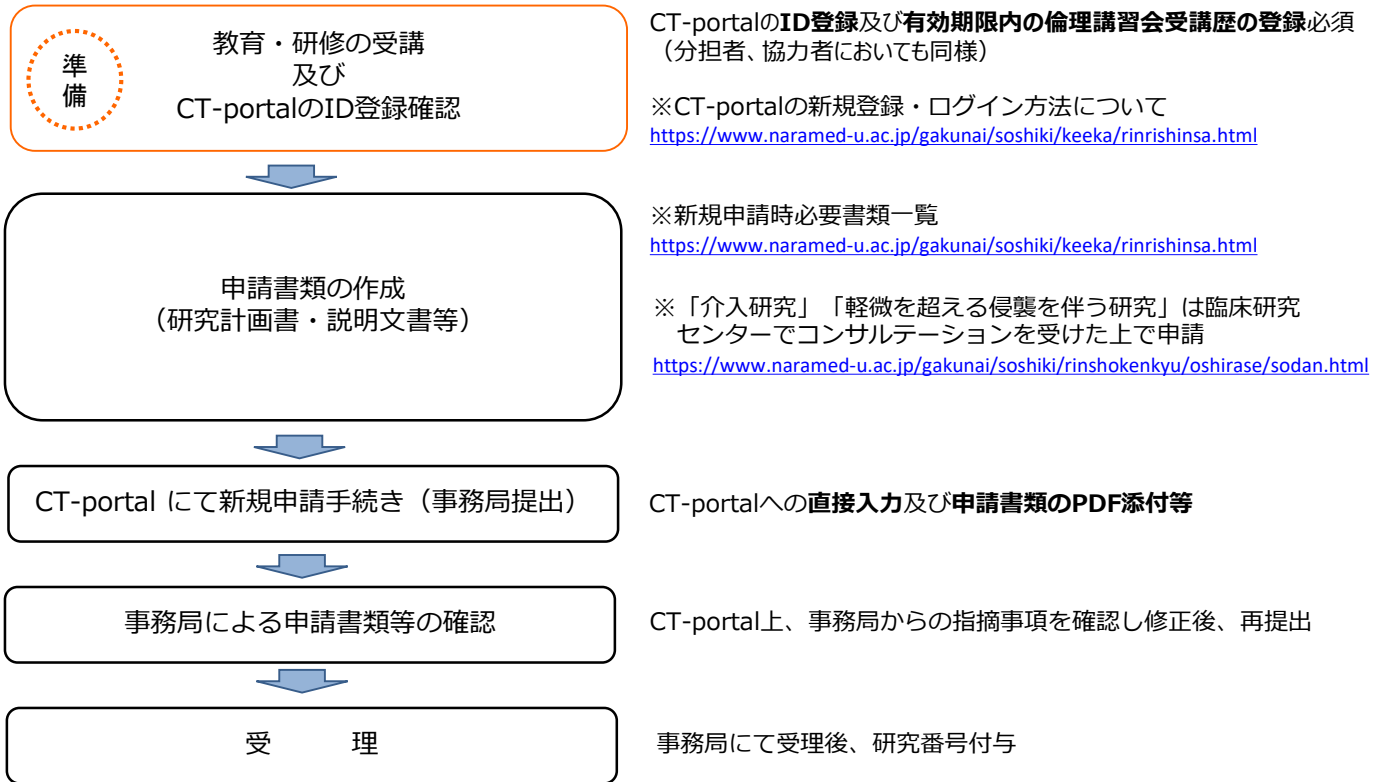
この規程は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

別表1 (第14条関係)

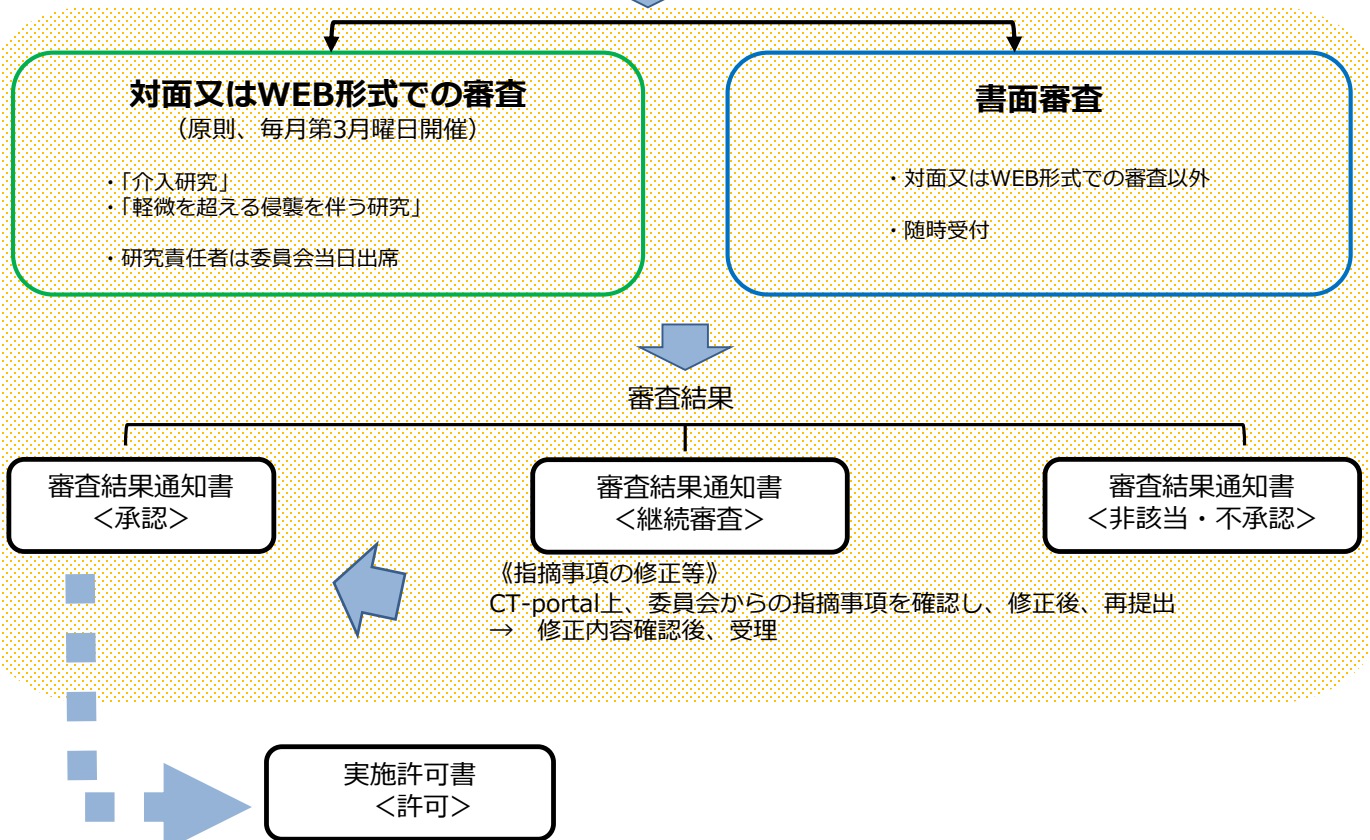
区分	～10 機関	11～20 機関	21～30 機関	31～40 機関	41～50 機関	51 機関以上
観察研究	60,000	120,000	180,000	240,000	300,000	360,000
介入研究	80,000	160,000	240,000	320,000	400,000	480,000

1. 変更申請・実施状況報告書等については審査料請求の対象としない（初回申請時のみ請求）
2. 審査依頼機関の追加により区分が変更になる場合は、差額を請求する

一括審査以外  
申請準備から許可（研究開始）までのフロー



※「許可」までの所要日数は「受理」より1ヶ月半程度です。ただし、審議の結果によりこの限りではありません。



※ 審査結果通知書<承認>と同時に発行します。

新規申請時 提出書類

	書類 [様式]		介入研究			観察研究						既存情報提供	研究協力機関
			共同研究		単施設研究	共同研究				単施設研究			
	代表機関本学	代表機関本学以外 (一括審査とせず、本学の委員会で個別審査を受ける場合) 注3	代表機関本学	代表機関本学以外 (一括審査とせず、本学の委員会で個別審査を受ける場合) 注3		代表機関本学	代表機関本学以外 (一括審査とせず、本学の委員会で個別審査を受ける場合) 注3						
		同意取得			同意取得		同意取得 できない	同意取得	同意取得 できない	同意取得	同意取得 できない		
P o r t a l 自動 作成	審査申請書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	研究の概要	[様式1]注1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
		[様式1-2]注2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
P D F に 変 換 後 シ ス テ ム に 添 付	研究計画書	ホームページに雛形掲載	○	○ 代表版	○	○	○	○ 代表版	○ 代表版	○	○	○ 代表版	○ 代表版
	同意説明文書	ホームページに雛形掲載	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-
	オプトアウト文書	ホームページに雛形掲載	-	-	-	△	○	△	○	△	○	○	-
	既存試料・情報の提供に関する届出書	[様式10]	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	-
	研究機関要件確認書		○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-
	研究者等リスト		○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-
	利益相反自己申告書	本研究の資金源を確認し、該当者は下記より必要書類を入手・作成し、原本は研究推進課に提出し、その写しを添付すること <a href="http://www.naramed-u.ac.jp/university/kenkyu-sangakukan/riekisohankanri/riekisohankanri.html">http://www.naramed-u.ac.jp/university/kenkyu-sangakukan/riekisohankanri/riekisohankanri.html</a> (担当:研究推進課)											-
その他必要書類 ・手順書 ・調査票 ・添付文書 など		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

CT-Portalにて申請登録する際、申請タイプの選択により様式が変わります

注1 <様式1 生命科学・医学系指針の適応範囲の研究またはその他の研究等>

※症例報告や論文投稿先の規定等で倫理委員会の審査が必要とされているものの審査申請等も該当

注2 <様式1-2 他学が研究代表機関で、本学では既存試料・情報の提供のみを行う研究または研究協力機関として参加する研究>

※研究協力機関とは研究計画書に基づいて研究が実施される研究機関以外であって、当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し（侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う試料の取得は除く。）、研究機関に提供のみを行う機関をいう。

注) ICの手続きは他の研究機関の研究者等が行い、適切に取得されていることを確認の上、試料・情報の収集及び提供を行う

注3 共同研究で代表機関が本学以外の場合、審査を受けた委員会の承認書及びプロトコル等承認された書類一式が必要。



修業年限  
2年

入学定員  
各コース5名

## 博士前期課程（修士課程）

### 教育研究上の理念

豊かな感性・人間性と高度専門職業人としての倫理観を備え、高度化・専門分化および多様化していく医療に要求される知識や技術を的確に習得・発展させながら、実践科学としての看護学を探究する高度な実践能力と基礎的な研究能力を有する看護職者の育成をめざす。

### 教育目的

- 1 優秀かつ柔軟な資質を併せもち、研究・教育・臨地のいずれの領域においても指導者となり得る人材の育成を図る。
- 2 生命の尊厳の深い理解を基盤とし、専門性の高い看護実践能力と教育研究能力を備えた、看護学実践の専門職者、管理者、教育者を育成する。
- 3 人間性豊かな高い倫理観を有し、生涯にわたって自ら学び、自立して研究ができる医療人の育成に努める。
- 4 看護学における基礎的な研究能力を養うとともに、地域の特性を踏まえて、看護学と生命科学・社会科学の調和を図る。

### 看護学コース

#### 論文コース

健康科学（心と脳の発達学） 看護実践応用学 小児看護学 在宅看護学	健康科学（睡眠学） がん看護学 女性健康・助産学 公衆衛生看護学	基礎看護学 高齢者看護学 精神看護学
--	---	--------------------------

#### 高度実践コース

高度実践看護師教育課程  
（クリティカルケア看護分野、がん看護分野）  
周麻酔期看護師教育課程

### 助産学実践コース

女性健康・助産学

修業年限  
3年

入学定員  
2名

## 【新設】R6年4月開設予定 博士後期課程

### 教育研究上の理念

豊かな感性・人間性と高度専門職業人としての倫理観を備え、高度化・専門分化および多様化していく医療に要求される学識を有し、実践科学としての看護学の深奥を究め、自立して研究・教育を行うに必要な、高度な能力を有する人材の育成をめざす。

### 教育目的

- 1 一養成する人材像一  
優秀かつ柔軟な資質を併せもち、生涯にわたって自ら学び、看護学の発展を牽引できる人材を育成する。
- 2 一研究者・教育者の育成一  
深い専門知識や技能を持って、国際的視野から幅広く看護学を探究できる研究者・教育者を育成する。
- 3 一社会貢献一  
人間性豊かな高い倫理観に基づいた高度な看護実践能力と創造的な研究能力をもって地域・社会に展開できる人材を育成する。

### 生涯発達看護学分野

健康科学（心と脳の発達学）  
高齢者看護学  
小児看護学  
女性健康・助産学  
精神看護学  
公衆衛生看護学

### 療養・生活支援看護学分野

健康科学（睡眠学）  
基礎看護学  
看護実践応用学  
がん看護学  
在宅看護学

## 奈良県立医科大学大学院看護学研究科長期履修に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学大学院学則第29条第3項に基づき、大学院看護学研究科における長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

### (資格)

第2条 長期履修を希望し、看護学研究科博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）にあつては標準修業年限（2年）、看護学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）にあつては標準修業年限（3年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者は、博士前期課程看護学コース又は博士後期課程の入学資格を有する者のうち、職業を有する者とする。

### (申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、本学大学院の入学前の所定の時期までに、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書（様式第1号）
- (2) その他本研究科が必要と認める書類

### (許可)

第4条 長期履修の許可は、博士前期課程にあつては博士前期課程委員会、博士後期課程にあつては博士後期課程委員会の議を経て学長が行う。

2 学長は、前項の規定により長期履修を許可した場合は、標準修業年限を越える履修期間については授業料を徴収しないものとする。

### (長期履修の期間)

第5条 長期履修できる期間の限度は、博士前期課程にあつては3年、博士後期課程にあつては6年とする。

2 長期履修学生が長期履修期間の短縮を希望する場合は、次に掲げる書類を各年次の12月1日から12月20日までに学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- (1) 長期履修期間変更申請書（様式第2号）
- (2) その他本研究科が必要と認める書類

### (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定めることができる。

#### 附則

この規程は、平成26年10月2日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成27年4月入学者より適用する。

#### 附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

ただし、改正前の規定による本学大学院看護学研究科修士課程の入学者については、なお従前の例による。

## 公立大学法人奈良県立医科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立医科大学就業規則（以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「法人」という。）における役職員、学生等又は関係者に係るハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関することを定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント 役職員、学生等又は関係者が、他の役職員、学生等又は関係者の尊厳を損なうような不適切な言動を行うことをいう。
- (2) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため役職員、学生等若しくは関係者の就労、就学等に支障が生じ、又はハラスメントへの対応に起因して役職員、学生等若しくは関係者が就労、就学等において不利益を受けることをいう。
- (3) 役職員 役員、教員、事務職員、技術職員、教務職員、非常勤職員等をいう。
- (4) 学生等 学部学生、大学院生、留学生、研究生、専修生、聴講生、外国人研究生、奈良県立医科大学において修学する者をいう。
- (5) 関係者 患者、委託契約等により大学において勤務する者及び実習する関係者等をいう。
- (6) 不利益 次の各項目に該当するもの
  - ア 就労に支障が生じる不利益
  - イ 進学、進級、卒業、修了、成績評価及び教育研究の指導を受ける際の取扱いにおける不利益
  - ウ 誹謗中傷を受けること、その他事実上の不利益

(理事長の責務)

第3条 理事長は、ハラスメントの防止及び排除のため、啓発活動を行うよう努めるものとする。

(役職員、学生等の責務)

第4条 役職員、学生等は、この規程及び別に定める指針に従い、ハラスメントをしないように注意するほか、ハラスメントを排除するよう努めなければならない。

(監督者等の責務)

第5条 役職員又は学生等を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の指導等により、ハラスメントに関し役職員、学生等の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 役職員、学生等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題を生じることがないように配慮すること。

(苦情相談への対応)

第6条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）がなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける役職員（以下「相談員」という。）を置く。

2 役職員は、直接、相談員に相談することができるほか、他の役職員又は監督者に対して相談員への仲介を申し出ることができる。

3 学生等は、直接、相談員に相談することができるほか、役職員又は監督者に対して相談員への仲介を申し出ることができる。

4 関係者は、直接、相談員に相談することができるほか、役職員に対して相談員への仲介を申し出ることができる。

5 前3項の規定に基づき申出を受けた役職員又は監督者は、速やかに役職員、学生等又は関係者が相談員に苦情相談を行うことができるよう配慮しなければならない。

6 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 医学部長
- (2) 医学科学務委員会学生生活部会長
- (3) 看護学科学務委員会学生生活部会長
- (4) 人事課長
- (5) 教育支援課長
- (6) 看護部長
- (7) その他理事長が指名する者

7 前項第7号の指名にあたっては、相談員のうち2名以上は、女性となるようにする。

8 第6項第7号の相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする

9 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認、当該苦情相談に係る当事者及び監督者への指導、助言及び要請等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めなければならない。この場合において、相談員は、苦情相談への対応について別に定める指針に十分留意しなければならない。

10 相談員は、苦情相談を受ける際には、原則として2名以上で対応するものとする。

11 相談員は、苦情相談の連絡があった場合には、速やかに苦情相談を受ける日時及び場所を苦情相談を行う者（以下「相談者」という。）に対して明示するとともに、苦情相談を受ける際には、相談者と同性の相談員等を同席させるよう努めなければならない。

12 相談員は、苦情相談に適切に対応するため、相互に連携し、協力するものとする。

13 相談員は、苦情相談を受けた日時、内容等を記録し、理事長に報告するものとする。

（調査委員会）

第7条 理事長は、ハラスメントに起因する問題が生じ、必要と認めた場合は、調査委員会を設置し、事実関係の調査に当たらせることができる。

2 調査委員会は、原則として、同数の男性及び女性の委員により構成するものとする。

3 調査委員会は、複数の部門の役職員で構成することができる。

4 調査委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

5 調査委員会は、当該問題の当事者から公正に事情聴取を行い、記録するものとする。

6 調査委員会は、前項の聴取内容に矛盾及び整合性に欠ける点等がある場合には、その

原因を検討し、再度、事情聴取を行うなど、その解消を図るものとする。

7 調査委員会は、前2項のほか、第3者の証言を求めるなど、事実関係の確認のための資料の収集に努めるものとする。

8 調査委員会は、調査の結果を理事長に報告しなければならない。

9 調査委員会は、必要に応じて、学識経験者の出席を求めることができる。

10 調査委員会は、相談員を除くものとする。

(苦情相談等の処理)

第8条 理事長は、相談員及び調査委員会からの報告に基づき、必要に応じてハラスメントを行った者の処分等を行うほか、問題の解決を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第9条 相談員及び調査委員会委員等は、相談者及び当事者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 理事長は、苦情相談をした相談者又は事実確認に協力した者が、そのことによって、不利益を被ることのないよう、配慮するものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月28日から施行する。

## 公立大学法人奈良県立医科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の運用について

このことについて、平成19年4月1日付けで「公立大学法人奈良県立医科大学ハラスメントの防止等に関する規程」が制定され、同日付けで施行されることになりました。ついては、下記事項に留意の上、運用に遺漏のないよう配慮願います。

なお、「奈良県立医科大学における学生等に係わるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の運用について」は、廃止します。

### 第3条関係

「ハラスメントの防止及び排除のため、啓発活動を行う」とは、各種会議等を利用した職員への注意喚起及び指導並びに職場研修の実施による意識の啓発を行うことをいう。

### 第4条関係

- 1 ハラスメントに関する認識不足が、ハラスメントを引き起こす要因のひとつであるため、役職員、学生等又は関係者は、ハラスメントになり得る言動、ハラスメントによる役職員、学生等又は関係者及び職場に対する影響等についての認識を深める必要がある。
- 2 ハラスメントをしないようにするために役職員、学生等又は関係者が認識すべき事項としては、次のようなものがある。
  - (1) 役職員、学生等又は関係者の言動に対する受け止め方には個人差や男女間において差があり、ハラスメントであるか否かについては、相手の判断が重要であること。
  - (2) ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。
  - (3) 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合は、同じ言動を繰り返さないようにすること。
  - (4) 勤務時間外における役職員、学生等又は関係者のハラスメントについても注意する必要があること。
- 3 「別に定める指針」とは、別紙第1「ハラスメントの防止等のために公立大学法人奈良県立医科大学の役職員、学生等又は関係者が認識すべき事項についての指針」のとおりとする。

### 第5条関係

- 1 「役職員又は学生等を監督する地位にある者」には、事実上、役職員を監督していると認められる者及び学生等を教授、指導する立場にある者を含む。  
(例：教授、准教授、講師、助教、助手、看護部長、課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、又はこれらと相当の職以上にある者、クラブ・サークル活動の指導者等)
- 2 「迅速かつ適切に対処しなければならない。」とは、役職員、学生等又は関係者にハラスメントの事実、役職員の勤務環境の状況を確認し、第6条に規定する相談員及び総務課長と連絡調整を図り、問題の解決に努めなければならないことをいう。

### 第6条関係

- 1 「苦情相談」には、ハラスメントによる被害を受けた本人からのものに限らず、次のようなものも含まれる。
  - (1) 役職員、学生等又は関係者がハラスメントをされているのを見て、尊厳を損なうような不適切な言動と考えられる、役職員、学生等又は関係者からの苦情の申出
  - (2) 他の者からハラスメントをしている旨の指摘を受けた役職員、学生等又は関係者からの相談
  - (3) 役職員、学生等又は関係者からハラスメントに関する相談を受けた監督者からの相談

- 2 第6項第7号に規定する「理事長の指名する者」は、男女比率、専門性等を考慮して、苦情相談に応じやすい体制となるよう行う。
- 3 第9項に規定する「別に定める指針」とは、別紙第2「ハラスメントに関する苦情相談に対応するにあたり留意すべき事項についての指針」のとおりとする。
- 4 第11項に規定する「同姓の相談員等を同席させる」とは、同席できる同性の相談員がいない場合には、苦情相談を行いやしくするために苦情相談を行う者の同意を得て、信頼できる同性の役職員、学生等又は関係者を同席させることをいう。

#### 第8条関係

- 1 「必要な措置」としては、次に掲げるものが考えられる。
  - (1) 所属長に対し、加害者とされる役職員、学生等の言動状況の観察又は加害者とされる役職員、学生等への指導を要請すること。
  - (2) 加害者とされる役職員、学生等又は関係者に対して、直接注意すること。
  - (3) 被害者と加害者とを同じ所属で勤務させることが適当でない判断される場合は、人事異動等の措置を講ずること。
- 2 ハラスメントの態様が結果として信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する場合には、ことに留意すること。

## 別紙第1

### ハラスメントの防止等のために公立大学法人奈良県立医科大学の役職員、学生等 及び関係者が認識すべき事項についての指針

#### 第1 ハラスメントを行わないようにするために認識すべき事項

##### 1 意識の重要性

ハラスメントを行わないようにするために、次の事項の重要性について、十分認識しなければならない。

- (1) お互いの人格を尊重し合うこと。
- (2) お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。

##### 2 基本的な心構え

ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。

- (1) 言動の受け止め方には、個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、ハラスメントにあたるか否かについては、相手の判断が重要であること。

具体的には、次の点に注意する必要がある。

- ア 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合があること。
- イ 不快に感じるか否かには、個人差があること。
- ウ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
- エ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思いこみをしないこと。
- (2) 相手が拒否し、又は嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- (3) ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

ハラスメントを受けた者が、ハラスメントを行っている者との人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、拒否の意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならない。

- (4) 勤務時間内又は大学内におけるハラスメントにだけ注意するのでは不十分あること。

例えば、大学での人間関係がそのまま持続する歓迎会のような場合において、ハラスメントを行うことについても同様に注意しなければならない。

##### 3 懲戒処分

ハラスメントの態様等によっては、信用失墜行為、大学人たるにふさわしくない非行等に該当して、懲戒処分に付されることがあることを十分認識すること。

#### 第2 就労上又は修学上の適正な環境を確保するために認識すべき事項

就労上又は修学上の環境は、役職員、学生等及び関係者の協力の下に形成される部分が多いことから、ハラスメントにより就労上又は修学上の環境が害されることを防ぐため、次の事項について積極的に意を用いるように努めなければならない。

- 1 ハラスメントについて問題提起する役職員、学生等又は関係者をいわゆるトラブルメーカーと見たり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片づけないこと。ミーティングを活用することなどにより解決することができる問題については、問題提起を契機として、就労上又は修学上の適正な環境の確保のために皆で取り組むことを日頃から心がけることが必要である。
- 2 ハラスメントに関する加害者や被害者を出さないようにするために、周囲に気配りをし、必要な行動をとること。



具体的には、次の事項について、十分留意して行動する必要がある。

(1) ハラスメントが見受けられる場合は、注意を促すこと。

ハラスメントを契機として、就労上又は修学上の環境に重大な悪環境が生じたりしないうちに、機会をとらえて注意を促すなどの対応をとることが必要である。

(2) 被害を受けていることを見開きした場合には、声をかけて相談にのること。

被害者は、「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「仕返しが怖い」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないうちに、気が付いたことがあれば、声をかけて気軽に相談にのることが大切である。

3 大学においてハラスメントがある場合には、同僚や友人等身近な信頼できる人に相談するなどの方法をとることをためらわないこと。

4 大学におけるハラスメントの防止等のためには、理事長が中心となり、本指針の趣旨を徹底させるよう啓発に努めることとする。

ハラスメントに関する苦情相談に対応するにあたり留意すべき事項についての指針

第1 基本的な心構え

役職員、学生等又は関係者からの苦情相談に対応するにあたっては、相談員等は次の事項に留意する必要がある。

- (1) 被害者を含む当事者にとって、適切かつ効果的な対応は何かという視点に常に立つこと。
- (2) 事態を悪化させないために、迅速な対応を心がけること。
- (3) 当事者等のプライバシーや名誉・人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること。

第2 苦情相談の事務の進め方

1 苦情相談を受ける際の体制等

- (1) 苦情相談を受ける際には、原則として二名以上の相談員で対応すること。
- (2) 苦情相談を受けるにあたっては、同性の相談員が同席するよう努めること。
- (3) 相談員は、苦情相談に適切に対応するために、相互に連携し、協力すること。
- (4) 実際に苦情相談を受けるにあたっては、その内容を相談員以外の者に見聞きされないよう周りから遮断した場所で行うこと。

2 相談者から事実関係等を聴取するにあたり留意すべき事項

相談者から事実関係等を聴取するにあたっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 相談者の求めるものを把握すること。  
将来の言動の抑止等、今後も発生が見込まれる言動への対応を求めるものであるか、又は喪失した利益の回復、謝罪要求等過去にあった言動に対する対応を求めるものであるかについて把握すること。
  - (2) どの程度の時間的な余裕があるかについて把握すること。  
相談員の心身の状況等に鑑み、苦情相談への対応にあたり、どの程度の時間的な余裕があるのかを把握すること。
  - (3) 相談者の主張に真摯に耳を傾け、丁寧に話を聞くこと。  
特に、相談者が被害者の場合、ハラスメントを受けた心理的な影響から必ずしも理路整然と話すとは限らない。むしろ、脱線することも十分想定されるが、事実関係を把握することは極めて重要であるので、忍耐強く聴くように努めること。
  - (4) 事実関係については、次の事項を把握すること。なお、これらの事実を確認する場合、相談者が主張する内容については、当事者のみが知り得るものか、又は他に目撃者がいるのかを把握すること。
    - ア 当事者間との関係。
    - イ 問題とされる言動がいつ、どこで、どのように行われたか。
    - ウ 相談者は、加害者とされる者に対して、どのような対応をとったか。
    - エ 監督者等に対する相談を行っているか。
  - (5) 聴取した事実関係等を相談者に確認すること。  
聞き違いの修正や聞き漏らした事項、言い忘れた事項の補充ができるので、聴取事項を書面で示したり、復唱するなどして相談者に確認すること。
  - (6) 聴取した事実関係については、必ず記録して保存すること。
- 3 加害者とされる者からの事実関係等の聴取
- (1) 原則として加害者とされる者から事実関係等を聴取する必要がある。

ただし、ハラスメントが大学内で行われ、その程度が比較的軽微なものであり、対応に時間的な余裕がある場合などは、監督者の観察、指導による対応が適当な場合も考えられるので、その都度、適切な方法を選択して対応する。

- (2) 加害者とされる者から事実関係等を聴取する場合には、加害者とされる者に対して十分な弁明の機会を与える。
- (3) 加害者とされる者から事実関係等を聴取するにあたっては、その主張に真摯に耳を傾け、丁寧に話を聴くなど、相談者から事実関係等を聴取する際の留意事項を参考にし、適切に対応する。

#### 4 第三者からの事実関係等の聴取

大学内で行われたとされるハラスメントについて、当事者間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合などは、第三者から事実関係等を聴取することも必要である。この場合、相談者から事実関係等を聴取する際の留意事項を参考にし、適切に対応する。

#### 5 当事者に対する説明

苦情相談に関し、具体的にとられた対応については、当事者に誠実に説明する。

### 第3 問題処理のための具体的な対応例

相談員が苦情相談に対応するに当たっては、ハラスメントに関して相当程度の知識を持ち、個々の事例に則して柔軟に対応することが基本となることは言うまでもないが、具体的には事例に応じて次のような対処が方策として考えられる。

#### 1 ハラスメントを受けたとする者からの苦情相談

- (1) 監督者等に対し、加害者とされる者に指導するよう要請する。

ハラスメントのうち、その対応に余裕があると判断されるものについては、監督者等に状況を観察するよう要請し、加害者とされる者の言動のうち問題があると認められるものを適宜注意させる。

- (2) 相談者に対して助言する。

加害者とされる者が行っている行為がハラスメントに該当すると認められる場合であって、加害者とされる者にその行為がハラスメントであるとの意識がない場合は、相談者が加害者とされる者に対し、その行動がハラスメントに該当することを直接注意することも必要であることを助言する。

- (3) 当事者間の斡旋を行う。

相談者がハラスメントを行った加害者とされる者に謝罪を求めている場合において、加害者とされる者も自らの言動について反省しているときには、相談者の要求を加害者とされる者に伝え、加害者とされるものに対し謝罪を促すよう斡旋する。

#### 2 ハラスメントとの指摘を受けたが、納得がいかない旨の相談

ハラスメントとの指摘を受けたが、納得がいかない旨の相談があった場合には、周囲の者が尊厳を損なわれたと感じる以上は、ハラスメントにあたる可能性がある旨、注意を喚起する。

#### 3 第三者からの苦情相談

第三者からハラスメントにあたるのではないかとの相談があった場合には、当事者から事情を聞き、その事実がハラスメントであると認められる場合には、監督者を通じ、又は相談員が直接に注意を促す。

### 第4 学生等の保護者からの苦情相談について

学生等の保護者からの苦情相談についても、これらの事項に留意し、行うこと。

## 公立大学法人奈良県立医科大学職員就業規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 任免
  - 第1節 採用（第5条―第11条）
  - 第2節 評定（第12条）
  - 第3節 昇任（第13条）
  - 第4節 異動（第14条）
  - 第5節 休職（第15条―第17条）
  - 第6節 退職（第18条―第21条）
  - 第7節 降任及び解雇（第22条―第27条）
- 第3章 給与（第28条）
- 第4章 服務（第29条―第34条）
- 第5章 勤務時間、休日、休暇等（第35条―第39条）
- 第6章 研修（第40条）
- 第7章 賞罰（第41条―第45条）
- 第8章 安全及び衛生（第46条）
- 第9章 出張（第47条・第48条）
- 第10章 福利・厚生（第49条）
- 第11章 災害補償（第50条・第51条）
- 第12章 退職手当（第52条）
- 第13章 職務発明等（第53条）
- 第14章 公益通報者の保護（第54条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の就業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労働基準法、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地独法」という。）その他の関係法令の定めるところによる。

##### （適用範囲）

第2条 この規則は、法人に常時勤務する職員に適用する。

2 任期を付して雇用する職員（教員を除く。）、第21条の規定により再任用された職員及び非常勤職員の就業に関する事項については、別に定める。

##### （職員の定義）

第3条 第2条第1項に定める「職員」とは、教員及び一般職員をいう。

2 前項に定める「一般職員」とは、事務職員、技術職員、教務職員、技能員及び保安員をいう。

##### （規則の遵守）

第4条 法人及び職員は、誠意を持ってこの規則を遵守しなければならない。

## 第2章 任免

### 第1節 採用

(採用)

第5条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

2 前項の採用については、公立大学法人奈良県立医科大学職員採用規程（平成19年4月1日）の定めるところによる。

(労働条件の明示)

第6条 職員の採用に際しては、採用をしようとする職員に対して、あらかじめ次の事項を記載した文書を交付する。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (4) 交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- (5) 給与に関する事項
- (6) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(採用時提出書類)

第7条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。ただし、法人が必要を要しないと認めた書類については、この限りではない。

- (1) 誓約書
- (2) 住民票記載事項証明書（外国籍の場合は外国人登録証明書）
- (3) 資格に関する証明書
- (4) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ）表裏面の写し（個人番号カードを所持していない場合は、通知カード（マイナンバー法第7条第1項に規定する通知カードをいう。以下同じ）の写し及び通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年7月4日内閣府・総務省令第3号。以下「マイナンバー法施行規則」という。）で定められた確認書類の写し（以下この号において「本人確認書類」という。）ただし、対面で本人確認を行う場合については、本人確認書類の写しの添付は要しないものとする。）
- (5) その他法人が必要と認める書類

2 前項第2号から第4号までに掲げる提出書類の記載事項に変更が生じたときは、その都度速やかに届け出なければならない。

(提出書類の利用目的)

第8条 法人は本規則及び関連諸規程に基づき提出された書類を、下記の目的のため利用する。

- (1) 採用の決定
- (2) 配属先の決定
- (3) 給与、退職金の決定
- (4) 給与、退職金の支払いに必要な手続き
- (5) 共済組合、雇用保険の加入・変更等に必要な手続き
- (6) 人事異動（出向の場合も含む。）
- (7) 人事考課

- (8) 健康管理
- (9) 表彰・懲戒
- (10) 退職・解雇
- (11) 災害補償
- (12) 福利厚生
- (13) 教育訓練
- (14) 前各号の他、法人の諸規程を実施するため必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、提出された書類を利用することができる。

- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
- (2) 個人情報の本人の同意を得て利用し、若しくは提供し、又は個人情報の本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされている情報を利用し、又は提供するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。
- (5) 法人で利用する場合又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは他の地方独立行政法人に提供する場合において、事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当な理由があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当な理由があると法人が認めるとき。

(個人番号の利用目的)

第8条の2 法人は、第7条第1項第4号において収集した職員及び職員の扶養家族にかかる個人番号（マイナンバー法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ）は、以下の目的で利用する。

- (1) 雇用保険の届出等に関する事務
- (2) 公立学校共済組合加入の届出等に関する事務
- (3) 健康保険・厚生年金保険加入の届出等に関する事務
- (4) 国民年金第3号被保険者の届出等に関する事務
- (5) 地方公務員災害補償法（昭和42年8月1日法律第121号）に基づく請求等に関する事務
- (6) 労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日法律第50号）に基づく請求等に関する事務
- (7) 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- (8) その他マイナンバー法第9条で定める業務

2 法人は、上記利用目的に変更がある場合には、速やかに、本人及び被扶養者に通知する。

(試用期間)

第9条 職員として採用された日から6ヵ月間は試用期間とする。ただし、本学が必要と認めた場合は、試用期間を短縮し、又は設けないことができる。

2 前項の試用期間は、法人が必要と認めたときは、1年に至るまで延長することができる。

3 試用期間中又は試用期間満了時、法人が不相当と認めたときは、解雇することができる。

4 試用期間は勤続年数に通算する。

(赴任)

第10条 赴任の命令を受けた職員及び新たに採用された職員は、直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う等止むを得ない事情があり法人の承認を得た場合は、この限りでない。

(職員の配置)

第11条 職員の配置は、法人の業務上の必要、本人の適性等を考慮して行う。

## 第2節 評定

(勤務評定)

第12条 職員の勤務成績については、評価を実施する。

### 第3節 昇任

(昇任)

第13条 職員の昇任は、選考により行う。

2 前項の選考は、勤務成績その他の能力の評価に基づいて行う。

### 第4節 異動

(異動)

第14条 職員は、業務上の都合により配置換、兼務又は出向を命ぜられることがある。

2 職員は、正当な理由がない限り前項の命令を拒否することができない。

### 第5節 休職

(休職の事由)

第15条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を必要とする場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 職務に関連のあると認められる学術上の研究、調査等に従事する場合
- (4) 労働組合業務に専従する場合
- (5) その他、休職にすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員には、前項の規定は適用しない。

(休職の期間)

第16条 前条第1項の休職(第2号を除く。)の期間は、3年(第4号に掲げる休職の場合は、7年。以下この条において同じ。)を超えない範囲内において、法人が定める。

2 前項の休職の期間が3年に満たない場合には、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

3 前条第1項第2号の休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

(復職)

第17条 休職中の職員の休職事由が消滅したときは、速やかに復職させるものとする。ただし、第15条第1項第1号による休職については、医師等の診断書により休職事由の消滅が確認されたときに限る。

2 休職の期間が満了したときは、当然復職するものとする。

3 前項の規定により復職させる場合において、休職前の職務に復帰させることが困難又は不適当な場合は、他の職務に従事させることがある。

### 第6節 退職

(退職)

第18条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日をもって退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出て、法人から承認されたとき 法人が退職日と認めた日
- (2) 定年に達したとき 定年に達した日以後における最初の3月31日
- (3) 労働契約期間が満了したとき 労働契約期間満了の日
- (4) 休職の期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき 休職期間満了の日
- (5) 死亡したとき 死亡日

(自己都合による退職手続)

第 19 条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の 30 日前までに、文書をもって法人に申し出なければならない。

(定年)

第 20 条 職員の定年は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教員 満 65 歳
- (2) 一般職員 満 60 歳

(再任用)

第 21 条 前条の規定により退職した職員（第 1 号の教員を除く。）については、別に定めるところにより再任用することができる。

#### 第 7 節 降任及び解雇

(降任)

第 22 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、降任させることができる。

- (1) 勤務成績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、又は職務に堪えない場合
- (3) その他職務に必要な適格性を欠く場合
- (4) 事業の縮小その他経営上やむを得ない事由がある場合

(解雇)

第 23 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することができる。

- (1) 勤務成績が著しく良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を著しく欠く場合
- (4) 事業の縮小、組織の改廃その他やむを得ない業務上の都合により廃職又は剰員が生じ、配置換その他解雇を回避するための努力を尽くした場合であって、解雇の対象者について合理的な基準に基づいて選定し、かつ労使間での協議が整った場合
- (5) その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

(解雇制限)

第 24 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間。ただし、療養開始後 3 年を経過した日において、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）に基づく傷病補償年金を受けている場合若しくは同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合はこの限りでない。
- (2) 労基法第 65 条に規定された産前産後の休業期間及びその後 30 日間
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 9 条第 2 項に規定された女性労働者が婚姻した場合又は同条第 3 項に規定された妊娠又は出産に関する事由に該当する場合

2 天変事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署長の解雇制限



除外認定を受けた場合は、前項の規定は適用しない。

(解雇予告)

第 25 条 法人は、職員を解雇するときは、少なくとも 30 日前に本人に予告するか、又は労基法第 12 条に規定する平均賃金の 30 日分に相当する解雇予告手当を支給する。

2 予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、予告することなく即時に解雇するものとする。

(1) 試用期間中の職員（14 日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合

(2) 第 43 条第 1 項第 4 号に定める懲戒解雇を行う場合で所轄労働基準監督署長の解雇制限除外認定を受けた場合

(3) 天変事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で所轄労働基準監督署長の解雇制限除外認定を受けた場合

(4) 労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で所轄労働基準監督署長の解雇制限除外認定を受けた場合  
(退職後の責務)

第 26 条 職員が退職し、又は解雇された場合は、法人から貸与された物品を返還しなければならない。

2 退職し、又は解雇された職員は、在職中に知り得た秘密を漏らしてはならない。

(退職証明書の交付)

第 27 条 退職し、又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は、次に掲げる事項のうち、請求を受けた事項とする。

(1) 雇用期間

(2) 業務の種類

(3) その事業における地位

(4) 給与

(5) 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

### 第 3 章 給与

(給与)

第 28 条 職員の給与については、公立大学法人奈良県立医科大学職員給与規程（平成 19 年 4 月 1 日）の定めるところによる。

### 第 4 章 服務

(誠実義務)

第 29 条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(職務に専念する義務)

第 30 条 職員は、この規則及びこれに基づく関係規程又は関係法令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、法人がなすべき責を有する業務にのみ従事しなければならない。

(遵守事項)

第 31 条 職員は次の事項を守らなければならない。

(1) 法令、法人の規則及び規程に従い、かつ上司の職務上の命令に従わなければならない。

(2) 法人の名誉若しくは信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(3) 職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(4) 大学の敷地及び施設内（以下「大学内」という。）で、喧騒、その他秩序・風紀を乱す行為をしてはならな

い。

(5) 法人の許可なく、大学内で集会、演説、宣伝又は文書画の配付、回覧、掲示その他これに準ずる行為をしてはならない。

(ハラスメントの防止)

第 32 条 ハラスメントの防止等に関する措置は、公立大学法人奈良県立医科大学ハラスメントの防止等に関する規程（平成 19 年 4 月 1 日）の定めるところによる。

(兼業)

第 33 条 職員が兼業を行おうとする場合は、公立大学法人奈良県立医科大学職員兼業規程（平成 19 年 4 月 1 日）の定めるところにより、法人の許可を得なければならない。

(職員倫理)

第 34 条 職員は、その職務に係る倫理を保持しなければならない。

第 5 章 勤務時間、休日、休暇等

(勤務時間、休日、休暇等)

第 35 条 職員の勤務時間、休日及び休暇等については、公立大学法人奈良県立医科大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下、「勤務時間規程」という。）（平成 19 年 4 月 1 日）の定めるところによる。

(育児休業)

第 36 条 職員のうち、満 3 歳に満たない子等の養育を必要とする者は、育児休業の適用を受けることができる。

2 育児休業については、公立大学法人奈良県立医科大学職員育児休業等規程（平成 19 年 4 月 1 日）の定めるところによる。

(介護休業)

第 37 条 職員のうち、介護を要する家族がいる者は、介護休業の適用を受けることができる。

2 介護休業については、公立大学法人奈良県立医科大学職員介護休業規程（平成 19 年 4 月 1 日）の定めるところによる。

(修学休業)

第 38 条 職員のうち、当該職員の職務能力の向上のため、大学その他の教育施設において修学しようとするものは、修学休業の適用を受けることができる。

2 前項の修学休業については、公立大学法人奈良県立医科大学職員修学全部休業規程（平成 21 年 4 月 1 日）及び公立大学法人奈良県立医科大学職員修学部分休業規程（平成 19 年 4 月 1 日）の定めるところによる。

(高齢者部分休業)

第 39 条 職員のうち、当該職員に係る定年退職日（第 20 条に規定する定年退職日をいう。以下この条において同じ。

）から 5 年遡った日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこととしようとするものは、高齢者部分休業の適用を受けることができる。

2 高齢者部分休業については、公立大学法人奈良県立医科大学職員高齢者部分休業規程（平成 19 年 4 月 1 日）の定めるところによる。

(短時間勤務)

第 39 条の 2 職員が、次のいずれかの事由により一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下、「部分休業」という。）又は一週間の勤務時間を短縮すること（以下、「短時間勤務」という。）を希望するときは、理事長にその旨を申し出ることができる。

(1) 育児を行う場合

(2) 家族の介護を行う場合

- (3) 負傷又は疾病により勤務時間規程第 3 条に定める所定勤務時間の勤務を行うことが難しい場合
  - (4) 修学又は自己啓発を希望する場合
  - (5) その他特に必要と認める場合
- 2 前項の規定による申出があった場合、理事長は、当該申出に係る部分休業又は短時間勤務を認めることができる。ただし、業務運営上著しい支障がある場合は、この限りでない。
- 3 前項の部分休業及び短時間勤務については、公立大学法人奈良県立医科大学職員の短時間勤務制度に関する規程（平成 26 年 12 月 1 日）の定めるところによる。

## 第 6 章 研修

### （研修）

- 第 40 条 職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。
- 2 法人は、職員の研修機会の提供に努めるものとする。
- 3 法人は、個人情報（マイナンバー法第 2 条第 3 項に規定する個人情報をいう。以下同じ）及び特定個人情報（マイナンバー法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ）等の保護管理を徹底するため、職員に対し個人情報及び特定個人情報等の適正な管理に関する研修を行う。

## 第 7 章 賞罰

### （表彰）

- 第 41 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰する。
- (1) 職務上特に顕著な功績があったとき
  - (2) その他法人が必要と認めるとき

- 2 表彰についてその他必要な事項は別に定める。

### （懲戒の事由）

- 第 42 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒処分を行う。
- (1) 故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合
  - (2) 法人の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
  - (3) 素行不良で法人の秩序又は風紀を乱した場合
  - (4) 重大な経歴詐称をした場合
  - (5) 正当な理由なく無断欠勤した場合
  - (6) 正当な理由なく頻繁に遅刻、早退する等勤務を怠った場合
  - (7) 刑法上の犯罪に該当する行為があった場合
  - (8) その他法令、この規則及び法人の定める規程等に違反し、又は前各号に準ずる不適切な行為があった場合
- （懲戒の種類）

- 第 43 条 懲戒は、前条各号に掲げる非違行為の程度に応じ、次の区分によるものとする。

- (1) 戒告は、将来を戒める。
  - (2) 減給は、1 日以上 6 か月以下の期間、給与の一部を減額する。ただし、1 回の額は、労基法第 12 条に規定する平均賃金の額の半日分を超えず、その総額が 1 給与支払期間の給与総額の 10 分の 1 を限度とする。
  - (3) 停職は、1 日以上 6 か月以下の期間、勤務を停止する。その期間給与を支給しない。
  - (4) 懲戒解雇は、予告期間を設けず、また解雇予告手当を支払わないで即時に解雇する。ただし、所轄労働基準監督署長の解雇制限除外認定を受けないときは、解雇予告手当を支払って即時に解雇する。
- 2 職員の懲戒について必要な事項は、公立大学法人奈良県立医科大学職員懲戒規程（平成 19 年 4 月 1 日）の定める

ところによる。

(訓告等)

第 44 条 前条に規定する場合の他、サービスを厳正にし、規律を保持するため必要があるときには、訓告又は嚴重注意等を行うことができる。

(損害賠償)

第 45 条 職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えたときは、前 2 条の規定とは別に、損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

## 第 8 章 安全及び衛生

(安全、衛生及び健康の確保に関する措置)

第 46 条 法人は、職員の心身の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

2 職員は、安全、衛生及び健康の確保について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びその他の関係法令に従うとともに、法人が行う安全、衛生及び健康の確保に関する措置に協力しなければならない。

3 安全、衛生及び健康の確保に関する取扱いは、この規則によるほか、別に定める公立大学法人奈良県立医科大学安全衛生管理規程（平成 19 年 4 月 1 日）による。

## 第 9 章 出張

(出張)

第 47 条 業務上必要がある場合は、職員に出張を命じることができる。

2 出張を命じられた職員が出張を終えたときは、速やかに出張先での業務内容を報告しなければならない。

(旅費)

第 48 条 出張又は赴任を命ぜられた場合の旅費については、公立大学法人奈良県立医科大学職員等旅費規程（平成 19 年 4 月 1 日）の定めるところによる。

## 第 10 章 福利・厚生

(宿舍)

第 49 条 職員の宿舍の利用については、公立大学法人奈良県立医科大学職員宿舍規程（平成 19 年 4 月 1 日）の定めるところによる。

## 第 11 章 災害補償

(業務災害)

第 50 条 職員の業務上の災害については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

(通勤災害)

第 51 条 職員の通勤途上における災害については、地方公務員災害補償法の定めるところによる。

## 第 12 章 退職手当

(退職手当)

第 52 条 職員の退職手当については、公立大学法人奈良県立医科大学職員退職手当規程（平成 19 年 4 月 1 日）の定めるところによる。

## 第 13 章 職務発明等

(職務発明等)

第 53 条 職員の職務発明等については、公立大学法人奈良県立医科大学職務発明等規程（平成 19 年 4 月 1 日）の定めるところによる。

(公益通報者の保護)

第 54 条 公益通報者の保護については、公立大学法人奈良県立医科大学における公益通報に関する規程（平成 20 年 10

月 29 日) による。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 29 日)

この規則は、平成 20 年 10 月 29 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 3 日)

この規則は、平成 27 年 6 月 3 日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 12 月 16 日)

1 この規則は、平成 27 年 12 月 16 日から施行し、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

2 改正後の第 7 条の規定については、附則第 1 項に定める施行日に第 3 条第 1 項の規定に該当する職員についても適用する。

この場合、同条第 1 項中「職員に採用された者」を「現に在職する職員」と読み替えるものとする。

# 奈良県立医科大学

## 女性研究者・医師研究活動支援（研究支援員配置）事業規程

（趣旨）

第1条 この規程は、奈良県立医科大学（以下「本学」という。）における女性研究者・医師の研究活動支援の一環として、妊娠・出産・育児・介護等により研究活動の継続や研究時間の確保が困難な女性研究者・医師を対象に、同研究者の指示のもとで研究補助業務に従事する研究支援員を配置する「奈良県立医科大学女性研究者・医師研究活動支援（研究支援員配置）事業（以下「支援事業」という。）」について、必要な事項を定める。

（支援対象）

第2条 本学に所属する常勤の女性の教員（教授、准教授、講師、助教）、診療助教、研究助教及び病院助教で、以下の者を支援対象とする。なお、研究支援員配置期間の上限は、原則として延べ5年とする。

(1) 妊娠から出産までの期間の者（原則として出産による特別休暇中の者を除く）

(2) 子育て中で小学校6年生までの子供を自身で主に養育している者（原則として出産による特別休暇又は育児休業中の者を除く）

(3) 要介護者・要看病者である家族を自身が主に介護・看病している者

(4) 不妊治療中の者

（支援内容）

第3条 支援事業による支援内容は、研究支援員の配置を認められた研究者（以下、「利用者」という。）の研究活動に必要な研究補助業務とし、1週間あたり20時間を超えないものとする。

ただし、利用者が職員の出産の場合の特別休暇又は育児休業中であって、20時間を超える研究支援員の配置が必要である場合は1週間あたり38時間45分を超えないものとする。

（利用の申請）

第4条 女性研究者・医師支援センター（以下「センター」という。）は、定期的に、支援事業の利用の募集を行うものとする。

2 支援事業の利用を希望する者は、センターによる募集内容に従い、所属長の承認を得た上で、所定の期日までに「研究支援員配置申請書（別紙様式1）（以下「申請書」という。）」により申請するものとする。

3 現在支援を受けている者及び過去に受けたことのある者についても、再度申請することはできるものとする。

（利用者の選考）

第5条 各希望者から提出された申請書に基づき、センター運営委員会（以下「委員会」という。）で申請内容を審査し、当該審査結果に基づき、理事長が、予算の範囲内で利用者及び支援期間、支援内容等を決定する。支援期間は、当該年度内で最長6月間とし、前条第3項の規定により現在支援を受けている者及び過去に支援を受けたことのある者の再申請に対する支援期間の決定については、同一年度内で、既に決定された支援期間と通算し最長12月間とする。

2 委員会は、申請書の記載内容に基づき、過去の通算支援期間、支援の必要性・緊急性、支援期間中の研究計画及び達成目標の明確さ、研究支援員に求める支援業務の具体性、支援により見込まれる効果の度合い等を基準に、研究支援員の配置の適否・優先順位等を審査する。

3 委員会は、必要に応じ、申請者、当該申請者の所属長等から意見聴取することができる。

（研究支援員）

第6条 研究支援員は、本学ホームページ、センターで管理する人材バンクに登録された者への情報提供等を通じ公募する。

- 2 研究支援員は、応募者の中から書類及び面接により選考を行う。その際、利用者及び当該者の所属長等も選考に参加し意見等を述べるができるものとする。
- 3 研究支援員はセンターに配属し、必要に応じ、利用者の所属所等で支援業務を行う。
- 4 研究支援員の勤務時間は、原則、平日の8時30分から17時15分まで（うち休憩時間60分）の7時間45分とし、1週間あたり38時間45分を超えないものとする。
- 5 本学大学院生を研究支援員に採用する場合は、センター長は、あらかじめ当該大学院生の在籍する課程の学事を司る大学院医学研究科博士課程委員会、大学院医学研究科修士課程委員会又は大学院看護学研究科修士課程委員会に諮り採用に関する意見を聴取すると共に、研究部長及び当該大学院生の在籍する専攻課程の主科目研究指導教員（複数いる場合は、最も職位の高い者）の承認を得るものとする。
- 6 前項の規定に基づき採用する者の勤務時間は、1週間あたり20時間を超えないものとする。なお、当該者が、奈良県立医科大学ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントに関する規程に基づくティーチング・アシスタント又はリサーチ・アシスタント（以下「TA又はRA」という。）に雇用されている場合は、当該者に係る勤務時間は、TA又はRAに係る勤務時間と研究支援員に係る勤務時間を通算し、1週間あたり20時間を超えないものとする。
- 7 研究支援員は、利用者の監督・指示のもと、第3条に掲げる研究補助業務に従事するものとする。  
(報告)

第7条 利用者は、支援期間中、研究支援員の支援により行った当月中の研究活動状況等について、「研究支援員利用状況報告書（別紙様式2）」により翌月10日までに理事長に報告しなければならない。

- 2 利用者は、支援期間中の研究活動実績等について、「研究支援員利用実績報告書（別紙様式3）」により支援期間終了後30日以内に理事長に報告しなければならない。

(留意事項)

第8条 利用者は、次の各号に規定する事項に留意し、当該支援事業の円滑な運用に努めなければならない。

- (1) 支援事業の利用中に問題が生じた場合は、速やかにセンターに報告または相談すること。
- (2) 研究成果の取り扱い等に関しトラブルが生じないように、あらかじめ研究支援員と十分に話し合い確認しておくこと。特に本学大学院生を研究支援員とする場合、当該者のキャリア形成にも配慮し、必要に応じ共同研究者として扱うこと。
- (3) 研究支援員の業務について指導・監督し、研究支援員の勤務状況を正確に把握すること。

(個人情報の取扱い)

第9条 個人情報の取扱いについては、奈良県個人情報保護条例（平成12年3月30日奈良県条例第32号）に基づき取り扱うものとする。

(支援の中止、人件費の返還請求等)

第10条 利用者が本規程及び関係規程等に定める規定に違反した場合、理事長は、研究支援員による支援の中止、当該利用者に対する研究支援員の雇用に要した人件費の返還請求等、必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第11条 本規程に定めるもののほか、支援事業の運用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

## 附 則

本規程は、平成23年12月8日から施行する。ただし、第5条第4項中、「大学院看護学研究科修士課程委員会」については、平成24年4月1日から適用する。

附 則

本規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

本規程は、平成25年 8月 2日から施行する。

附 則

本規程は、平成26年 7月 3日から施行する。ただし、この規程施行時において、既に改正前の奈良県立医科大学女性研究者研究活動支援（研究支援員配置）事業規程第5条第1項の規程により決定された支援事業についてはなお、従前の例による。

附 則

本規程は、平成28年 1月29日から施行する。

附 則

本規程は、平成28年 4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成30年 9月6日から施行する。

附 則

本規程は、平成31年 4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和 3年 1月7日から施行する。



# 研究支援員配置申請書

申請年月日： 年 月 日

公立大学法人 奈良県立医科大学 理事長 殿

下記のとおり研究支援員配置事業の利用を申請します。

申請者	所属	
	職名	
	ふりがな氏名	印
	連絡先	電話: _____ FAX: _____
E-MAIL: _____		
申請資格	該当する資格を○で囲んで下さい。 ・妊娠、出産      ・育児      ・介護、看病      ・不妊治療	
申請資格の確認	「妊娠、出産」の場合	出産予定日を記載してください。 * 母子健康手帳のコピーを申請書に添付してください。  出産予定日      年      月      日
	「育児」の場合	お子さん全員の年齢を記載してください。 * 小学校6年生以下のお子さんに関しては、子どもの年齢を証明できるもの(健康保険証もしくは住民票の写し)のコピーを申請書に添付してください。  第1子 満      歳      ヶ月      第2子 満      歳      ヶ月 第3子 満      歳      ヶ月      第4子 満      歳      ヶ月
	「介護・看病」の場合	介護・看病が必要なご家族との続柄及び年齢を記載して下さい。 * 市町村による要介護認定等を証明できるもの(介護保険被保険者証等)(もしくは家族の入院や疾病状況を証明、あるいは説明できるもの(診療費の領収書等))のコピーを申請書に添付してください。  続柄      年齢      歳 要介護度・支援度: 入院や疾病の状況:
	「不妊治療」の場合	* 不妊治療中の状況を証明できるもの(不妊治療連絡カード等)のコピーを申請書に添付してください。
研究活動の継続や研究時間の確保が困難な状況	現在、妊娠・出産、育児、介護・看病、不妊治療によって研究活動の継続や研究時間の確保が困難である状況について、できるだけ具体的に記載してください。	

現在の主な研究活動内容  
研究テーマ、研究目的・意義、研究目的を達成するための研究計画・達成目標等に関し、具体的に記載してください。

○ 過去 3 年における研究業績

著書	(区 分)	欧文	和文	論文	(区 分)	欧文	(内1st Author)	和文	(内1st Author)
	単 著				原 著				
共 著			総 説						
編 著			そ の 他						
分担執筆									

学会 発表	(区 分)		国際学会	(内、筆頭 発表者)	国内学会	(内、筆頭 発表者)
	特 別 講 演					
シ ン ポ ジ ウ ム						
パネ ー ル デ ィ ス カ ッ シ ョ ン、ワ ー ク シ ョ ッ プ 等						
一 般 講 演						

○ 過去 3 年における文部科学省科学研究費補助金等、研究補助金・助成金等の獲得状況

補助・助成 年度・期間	補 助 ・ 助 成 事 業 名	所轄省庁・団体等の 名 称	研 究 課 題 名	代 表 ・ 分 担 研 究 者 の 別	補 助 ・ 交 付 金 総 額 ( 千 円 )

現在の主な研究活動内容と過去3か年の研究等の業績

<p>研究支援員に求める支援業務内容</p>	<p>希望する研究支援業務の内容をできるだけ詳細に記載してください。</p>
<p>研究支援員を配置することの必要性和配置することにより見込まれる研究推進効果</p>	<p>研究支援員を配置することで研究活動の継続等の困難さがどのように軽減され、それにより現在取り組んでいる研究が研究支援員が配置されない場合に比べ、どれくらいの進捗が見込まれるのか等、できるだけ具体的に記載してください。</p>

支援希望期間	<p>支援期間は最長 6 月間です。それ以上の期間を希望する場合は、次回応募時に再申請してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 ～ 年 月 日</p>
支援希望時間数	<p>支援が可能な時間数は、1 週間あたり 20 時間が上限です。</p> <p style="text-align: center;">1 週間あたり 時間</p>
希望曜日・時間	<p>申請時点での希望曜日及び時間帯を記載してください。時間帯は、8:30～17:15 の間で希望する時間帯を記載してください。</p> <p style="text-align: center;">月・火・水・木・金 【 時 分 ～ 時 分 】</p>
研究支援員に必要な知識、資格、技能等	<p>希望する支援業務を研究支援員が行う場合に必要な知識、資格、技能等があれば、記載してください。</p>
支援業務の難易度	<p>支援業務を研究支援員が行う場合に見込まれる難易度に関し、下記の該当する項目に○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に高度な知識又は技術を必要とする。</li> <li>・ 高度な知識又は技術を必要とする。</li> <li>・ 知識又は技術を必要とする。</li> </ul>
申請者の所属長による承認	<p>申請書内容を確認の上、所属長本人が自署・押印してください。          なお、申請者が所属長本人である場合は、関係する教育部長の承認を得てください。</p> <p>現在、申請者が研究活動を継続する、あるいは、研究時間を確保することは、申請書に記載されているとおり非常に困難な状況であり、研究支援員を配置することで、その困難な状況が解消され、研究活動の更なる進展が期待できますので、申請者が本書のとおり申請することを承認します。</p> <p>所属:.....</p> <p>職名:.....</p> <p>氏名:..... 印</p>

## 研究支援員利用状況報告書 ( 年 月分)

報告年月日: 年 月 日

公立大学法人 奈良県立医科大学 理事長 殿

下記のとおり研究支援員利用による研究活動状況を報告します。

報告者	所属	
	職名	
	ふりがな 氏名	印
	連絡先	電話: FAX:
E-MAIL:		
支援期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
研究支援員 氏名		
研究支援員 が行った月間の 支援業務		
支援によって 得られた 研究成果		

今 月 の 価 値	達成度	研究支援員が月間に行う業務として、今月初めに予定した業務に対する月末での達成度を百分率で記載してください。  _____ %
	解消度	ライフイベントにより研究活動の継続や研究時間の確保が困難であった状況から、今月、研究支援員が行った支援業務により、どの程度解消されたか百分率で記載してください。  _____ %
	業務態度	月間を通した研究支援員の業務態度を 100 点満点で記載してください。  _____ 点
	能力	月間を通して、利用者が求めるレベルの能力、スキル等が研究支援員にあったか、100 点満点で記載してください。  _____ 点
	満足度	当月を通して、研究支援員が行った支援業務に対する満足度を 100 点満点で記載してください。  _____ 点
	総合評価	今月における研究支援員による本支援事業に対する 総合的な評価を 100 点満点で記載してください。  _____ 点
	コメント	
そ の 他	本支援制度に関する改善点・提案、反省点等があれば、記載してください。	

## 研究支援員利用実績報告書

報告年月日: 年 月 日

公立大学法人 奈良県立医科大学 理事長 殿

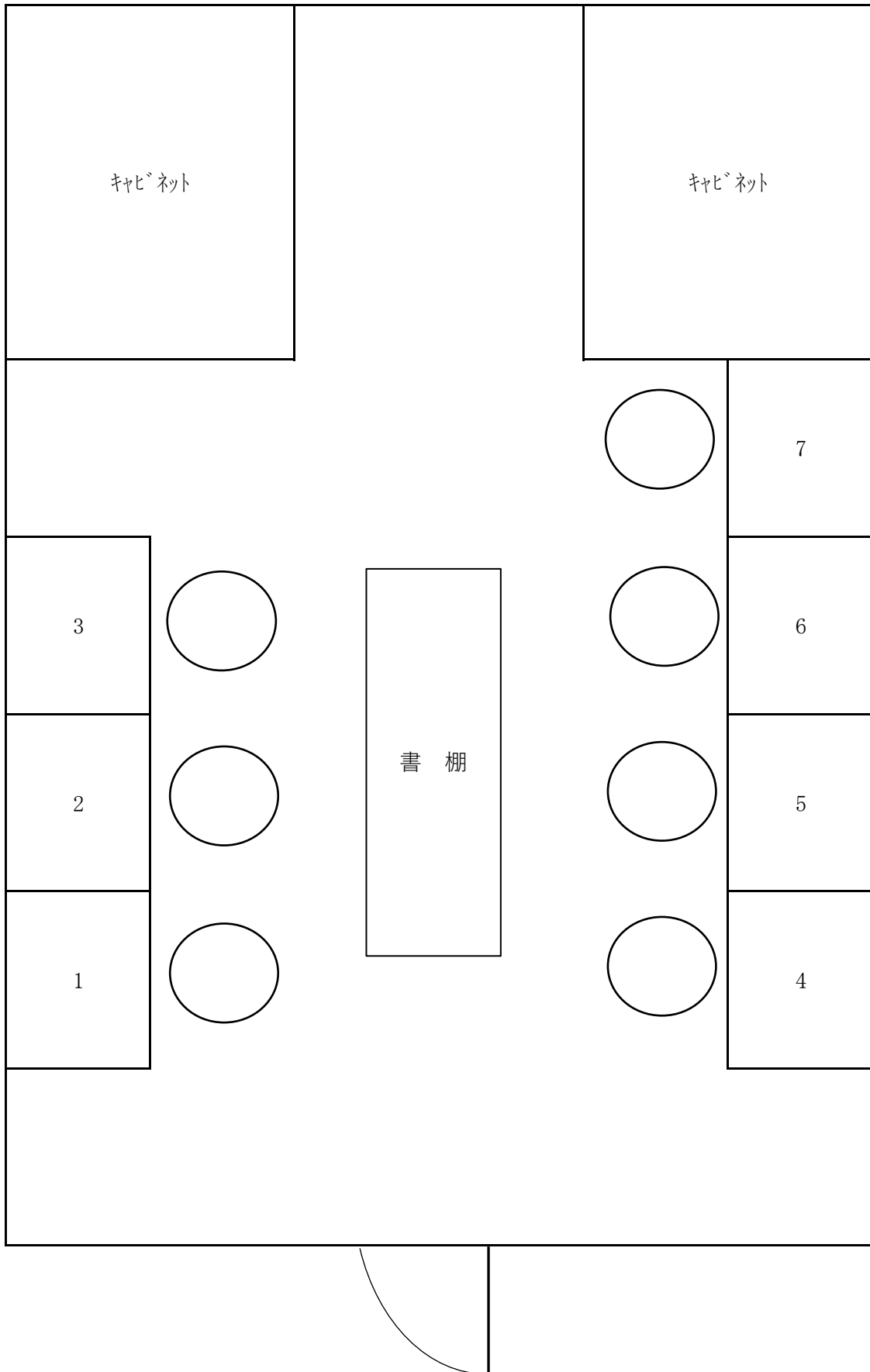
下記のとおり研究支援員利用による研究活動実績を報告します。

報告者	所属	
	職名	
	氏名 <small>ふりがな</small>	印
	連絡先	電話: FAX: E-MAIL:
支援期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
研究支援員氏名		
研究支援員が行った支援期間中の支援業務		
支援によって得られた研究成果		

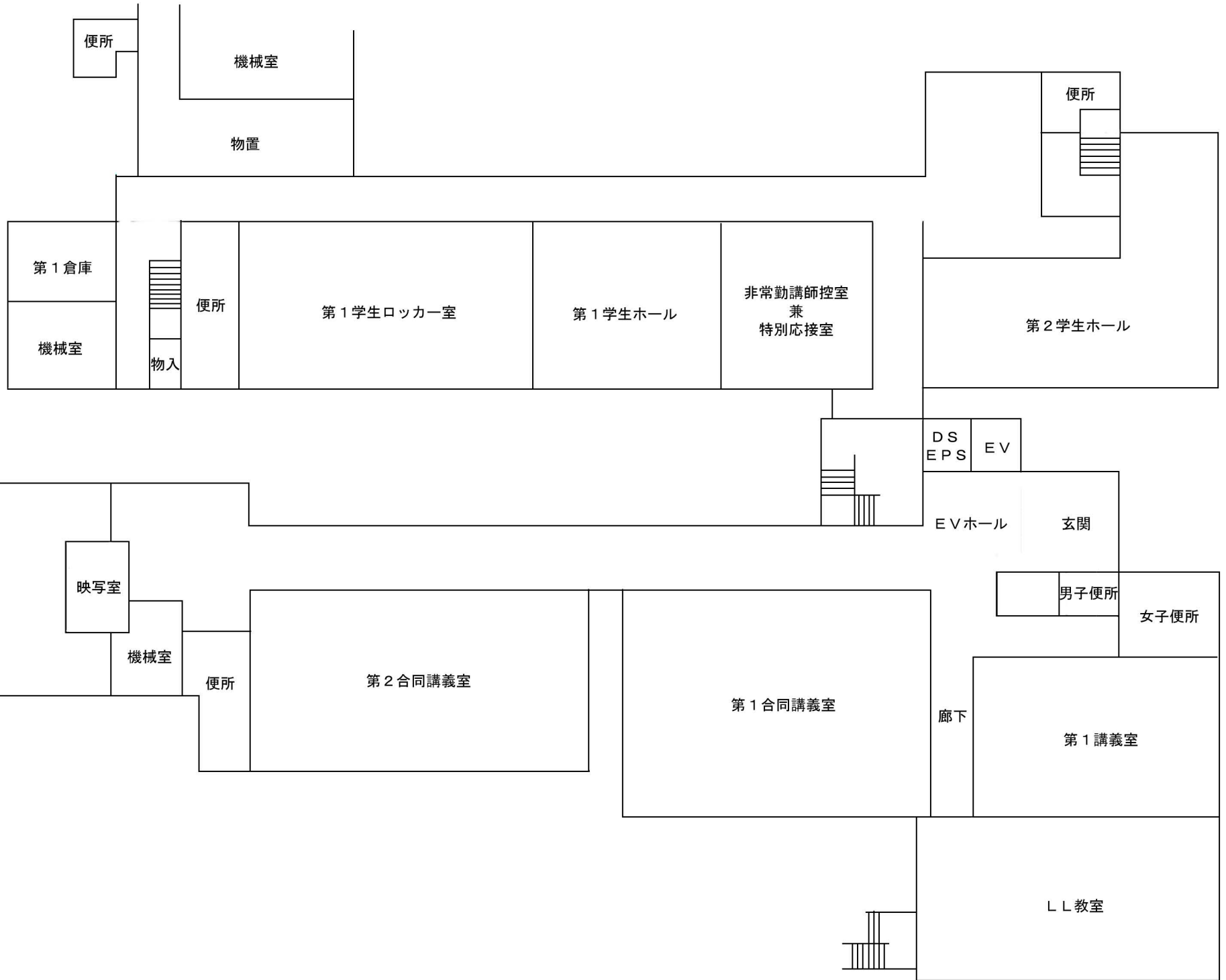
支 援 期 間 終 了 時 で の 価 値 評 価	達 成 度	研究支援員が支援期間中に行う業務として、当初予定した業務に対する支援期間終了時における達成度を百分率で記載してください。  _____ %
	解 消 度	ライフイベントにより研究活動の継続や研究時間の確保が困難であった状況から、支援期間を通じて、研究支援員が行った支援業務により、どの程度解消されたか百分率で記載してください。  _____ %
	業 務 態 度	支援期間を通じた研究支援員の業務態度を 100 点満点で記載してください。  _____ 点
	能 力	支援期間を通して、利用者が求めるレベルの能力、スキル等が研究支援員にあったか、100 点満点で記載してください。  _____ 点
	満 足 度	支援期間を通して、研究支援員が行った支援業務に対する満足度を 100 点満点で記載してください。  _____ 点
	総 合 評 価	支援期間終了時での研究支援員による本支援事業に対する総合的な評価を 100 点満点で記載してください。  _____ 点
	コ メ ン ト	
そ の 他	本支援制度に関する改善点・提案、反省点等があれば、記載してください。	



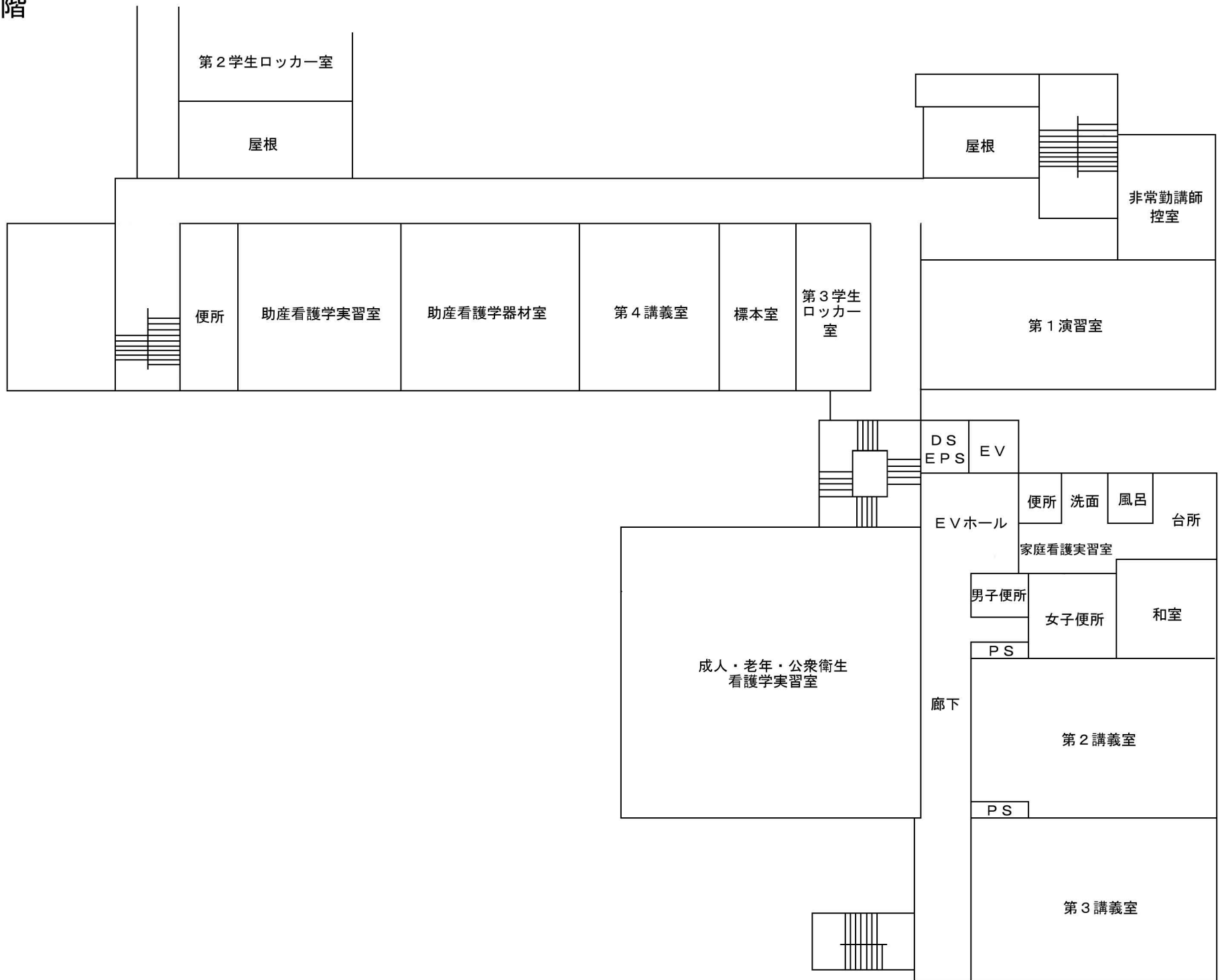
大学院生第4研究室 見取図



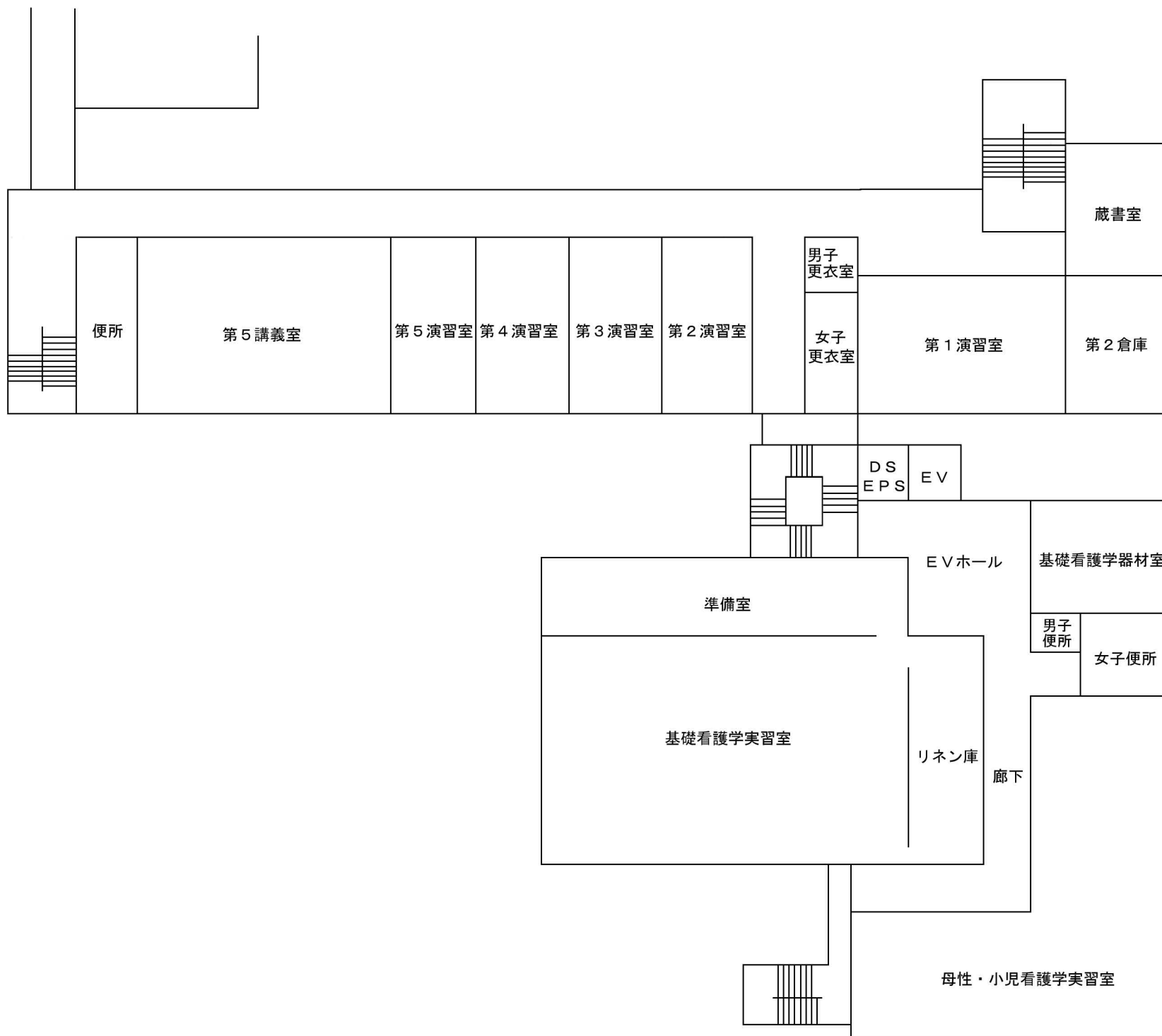
# 看護校舎 1階



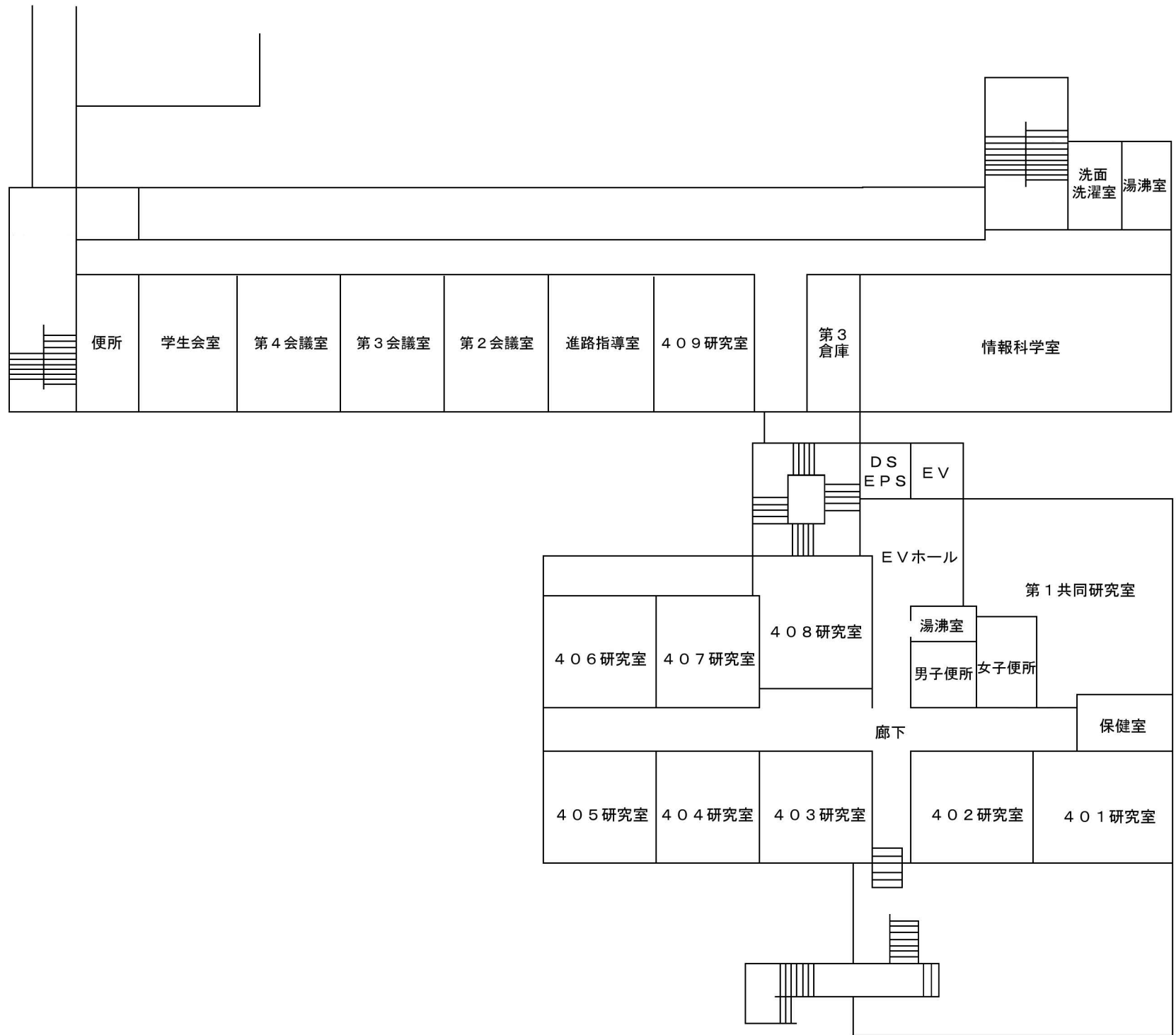
# 看護校舎 2階



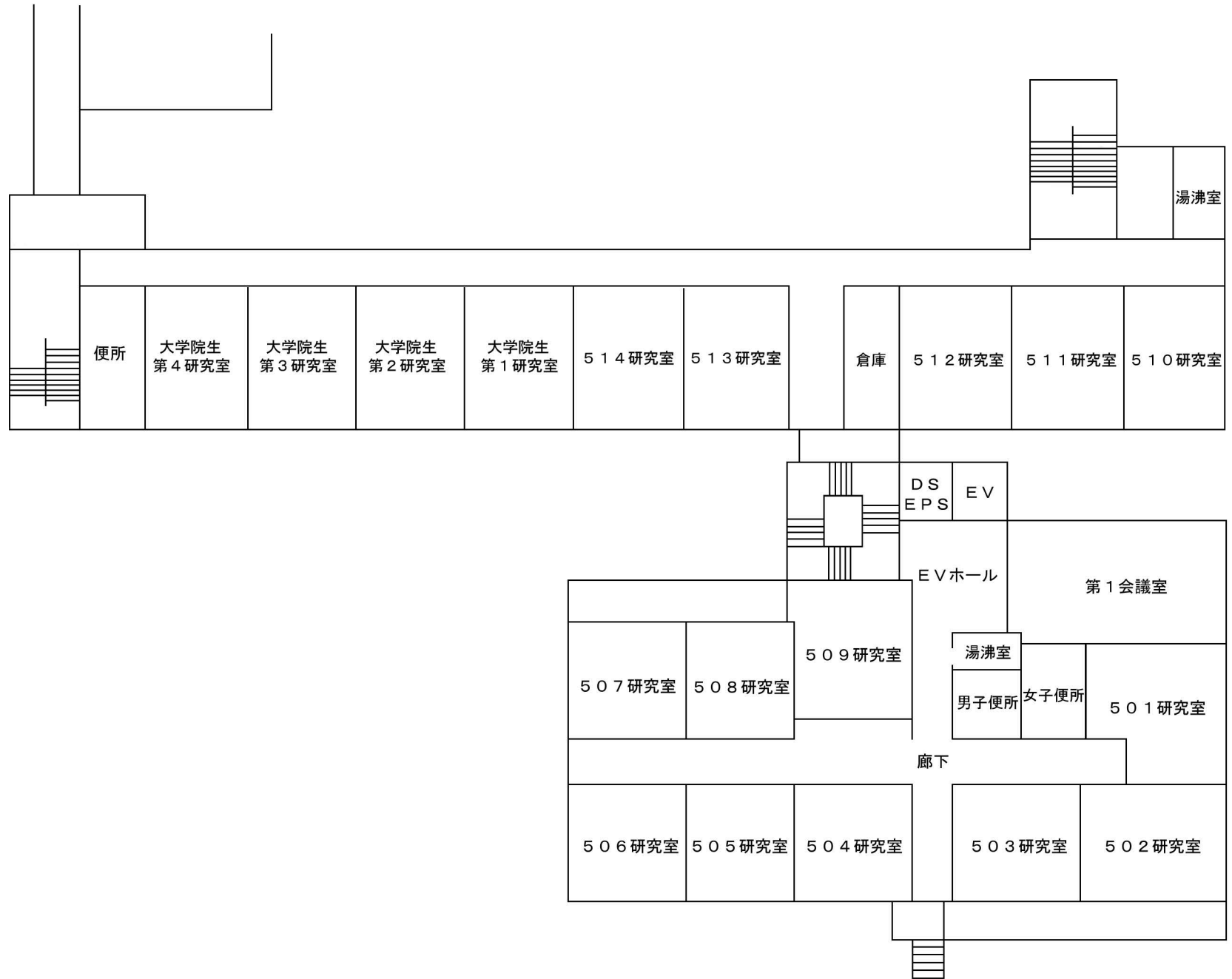
看護校舎 3階



# 看護校舎 4階



# 看護校舎 5階



# 看護校舎 6階/ 屋上



主な看護系定期購読等雑誌リスト（アルファベット順）

NO	雑誌名	請求記号
1	葦	P-Ash
2	地域保健	P-Chi
3	中国四国地区国立病院機構・国立療養所看護研究学会誌	P-Chu
4	EB nursing = イー・ビー・ナーシング	P-Ebn
5	エキスパートナース	P-Eki
6	Emer Log = エマログ（旧：エマージェンシー・ケア）	P-Eme
7	月刊ナーシング	P-Gek
8	保健の科学	P-Hok
9	インターナショナルナーシングレビュー：I N R	P-Int
10	医療の質・安全学会誌	P-Iry
11	医療職の能力開発	P-Iry
12	慈（いつくしみ）= 奈良県西和医療センター看護学雑誌	P-Its
13	J J Nスペシャル	P-Jjn
14	看護	P-Kan
15	看護技術	P-Kan
16	看護実践の科学	P-Kan
17	看護展望	P-Kan
18	看護歴史研究	P-Kan
19	看護教育学研究	P-Kan
20	看護教育研究学会誌	P-Kan
21	緩和ケア（旧：ターミナルケア）	P-Kan
22	家族看護	P-Kaz
23	家族看護学研究	P-Kaz
24	子どもの虐待とネグレクト	P-Kod
25	こころの科学（増刊共）	P-Kok
26	国立病院看護研究学会誌	P-Kok
27	コミュニティケア	P-Kom
28	厚生指標	P-Kos
29	クリニカルスタディ	P-Kur
30	難病と在宅ケア	疾病0D(P)-Nan
31	奈良県立医科大学看護研究ジャーナル	P-Nar
32	奈良県母性衛生学会雑誌	P-Nar
33	ナーシング・トゥデイ	P-Nas
34	日本地域看護学会誌	P-Nip
35	日本助産学会誌	P-Nip
36	日本看護学会誌	P-Nip
37	日本看護学教育学会誌	P-Nip
38	日本看護技術学会誌	P-Nip
39	日本看護管理学会誌	P-Nip
40	日本看護研究学会雑誌	P-Nip
41	日本ルーラルナーシング学会誌	P-Nip
42	日本精神保健看護学会誌	P-Nip
43	日本精神科看護学会誌	P-Nip
44	日本創傷・オストミー・失禁ケア研究会誌	P-Nip
45	Nursing Care+：エビデンスと臨床知	P-Nur
46	ペリネイタルケア：Perinatal Care	P-Per
47	プチナース	P-Puc
48	Quality Nursing（和文）	P-Qua
49	臨床看護	P-Rin
50	臨床助産ケア（旧：妊産婦と赤ちゃんケア）	P-Rin
51	小児がん看護	P-Sho
52	小児看護	P-Sho
53	周産期医学	P-Shu
54	with NEO（旧：ネオネイタル・ケア）	P-Wit



主な看護系電子ジャーナルリスト（アルファベット順）

NO	雑誌名	提供サイト
1	母性衛生	メディカルオンライン
2	ブレインナーシング	メディカルオンライン
3	病院	医書.jp
4	Emer-Log	メディカルオンライン
5	眼科ケア	メディカルオンライン
6	がん看護	医書.jp
7	ハートナーシング	メディカルオンライン
8	泌尿器Care&Cure Uro-Lo	メディカルオンライン
9	保健師ジャーナル	医書.jp
10	保健師・看護師の結核展望	メディカルオンライン
11	訪問看護と介護	医書.jp
12	ホスピスケアと在宅ケア	メディカルオンライン
13	ICUとCCU	メディカルオンライン
14	インфекションコントロール	メディカルオンライン
15	助産雑誌	医書.jp
16	開業保健師研究	メディカルオンライン
17	看護	メディカルオンライン
18	看護学雑誌	医書.jp
19	看護管理	医書.jp
20	看護研究	医書.jp
21	看護教育	医書.jp
22	看護総合科学研究会誌	メディカルオンライン
23	家族看護学研究	メディカルオンライン
24	こころの健康	メディカルオンライン
25	コミュニティケア	メディカルオンライン
26	高齢者のケアと行動科学	メディカルオンライン
27	公衆衛生	医書.jp
28	難病と在宅ケア	メディカルオンライン
29	ナーシングビジネス	メディカルオンライン
30	日本母乳哺育学会雑誌	メディカルオンライン
31	日本母性看護学会誌	メディカルオンライン
32	日本母子看護学会誌	医書.jp
33	日本がん看護学会誌	医書.jp
34	日本医学看護学教育学会誌	メディカルオンライン
35	日本腎不全看護学会誌	医書.jp
36	日本褥瘡学会誌	メディカルオンライン
37	日本看護学会論文集.（全領域）	最新看護索引Web
38	日本看護医療学会雑誌	医書.jp
39	日本看護科学会誌	医書.jp
40	日本看護歴史学会誌	メディカルオンライン
41	日本看護倫理学会誌	医書.jp
42	日本看護診断学会誌（看護診断）	医書.jp
43	日本公衆衛生看護学会誌	メディカルオンライン
44	日本クリニカルパス学会誌	メディカルオンライン
45	日本救急看護学会雑誌	メディカルオンライン
46	日本難病看護学会誌	メディカルオンライン
47	日本認知症ケア学会誌	メディカルオンライン
48	日本ニューロサイエンス看護学会誌	メディカルオンライン
49	日本リハビリテーション看護学会誌	メディカルオンライン
50	日本災害看護学会誌	医書.jp
51	日本産業看護学会誌	メディカルオンライン
52	日本生殖看護学会誌	メディカルオンライン
53	日本精神科看護学術集会誌	メディカルオンライン
54	日本新生児看護学会誌	メディカルオンライン
55	日本小児看護学会誌	メディカルオンライン

56	日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会誌	メディカルオンライン
57	日本糖尿病教育・看護学会誌	メディカルオンライン
58	日本在宅ケア学会誌	メディカルオンライン
59	日本在宅看護学会誌	メディカルオンライン
60	ニュートリションケア	メディカルオンライン
61	オペナーシング	メディカルオンライン
62	大阪府立大学看護学雑誌	メディカルオンライン
63	ペリネイタルケア	メディカルオンライン
64	プロフェッショナルがんナーシング	メディカルオンライン
65	リハビリナース	メディカルオンライン
66	老年看護学	メディカルオンライン
67	産業保健と看護	メディカルオンライン
68	整形外科看護	メディカルオンライン
69	精神科看護	メディカルオンライン
70	精神看護	医書.jp
71	消化器ナーシング	メディカルオンライン
72	小児保健研究	メディカルオンライン
73	周産期医学	メディカルオンライン
74	総合看護	メディカルオンライン
75	糖尿病ケア+ (プラス)	メディカルオンライン
76	透析ケア	メディカルオンライン
77	with NEO	メディカルオンライン
78	YORi-SOUがんナーシング	メディカルオンライン

主な看護系電子ジャーナルリスト（洋雑誌）

NO	誌名	提供サイト
1	American Nurse Today	CINAHL
2	Asian Nursing Research	ProQuest
3	Asian Oncology Nursing	CINAHL
4	Australian Journal of Advanced Nursing	CINAHL
5	Australian Journal of Cancer Nursing	CINAHL
6	Australian Journal of Child & Family Health Nursing	CINAHL
7	Australian Nursing and Midwifery Journal	ProQuest
8	British Journal of Community Nursing	CINAHL
9	British Journal of Midwifery	CINAHL
10	British Journal of Nursing	CINAHL
11	British Journal of Primary Care Nursing	CINAHL
12	Canadian Journal of Cardiovascular Nursing	CINAHL
13	Canadian Journal of Critical Care Nursing	CINAHL
14	Canadian Journal of Emergency Nursing (CJEN)	CINAHL
15	Canadian Journal of Midwifery Research & Practice	CINAHL
16	Canadian Journal of Neuroscience Nursing	CINAHL
17	Canadian Nurse	CINAHL
18	Canadian Oncology Nursing Journal	CINAHL
19	Cancer Nursing Practice (2014+)	ProQuest
20	Central European Journal of Nursing & Midwifery	CINAHL
21	Child Health Nursing Research	CINAHL
22	Children's Nurses: Italian Journal of Pediatric Nursing Scienc	CINAHL
23	Colorado Nurse	CINAHL
24	CONNECT: The World of Critical Care Nursing	CINAHL
25	Critical Care Nurse	CINAHL
26	Dakota Nurse Connection	CINAHL
27	Dermatological Nursing	CINAHL
28	Emergency Nurse (2014+)	ProQuest
29	Emergency Nurse New Zealand	CINAHL
30	European Journal of Cancer Care	Wiley
31	Evidence Based Midwifery	CINAHL
32	Evidence-Based Nursing	BMJ
33	Health & Social Care in the Community	Wiley
34	HIV Nursing	CINAHL
35	HLG Nursing Bulletin	CINAHL
36	Insight (San Fransisco, Calif.)	CINAHL
37	Integrated Healthcare Journal	ProQuest
38	Intensive & Critical Care Nursing	ProQuest
39	International Journal of Community Based Nursing & Midwifery	CINAHL
40	International Journal of Mental Health Nursing	Wiley
41	International Journal of Nursing Education	CINAHL
42	International Journal of Nursing Knowledge	Wiley
43	International Journal of Nursing Practice	Wiley
44	International Journal of Older People Nursing	Wiley
45	International Journal of Urological Nursing	Wiley
46	International Nursing Review	Wiley
47	International Student Journal of Nurse Anesthesia	CINAHL
48	Journal for Specialists in Pediatric Nursing	Wiley
49	Journal of Advanced Nursing	Wiley
50	Journal of Asian Midwives	CINAHL
51	Journal of Child and Adolescent Psychiatric Nursing	Wiley
52	Journal of Clinical Nursing	Wiley
53	Journal of Community Nursing	CINAHL
54	Journal of Diabetes Nursing	CINAHL
55	Journal of Diabetic Nursing	CINAHL

56	Journal of Emergency Nursing	ProQuest
57	Journal of Evidence-based Care	CINAHL
58	Journal of Gerontological Nursing	ProQuest
59	Journal of Gynecologic Oncology Nursing	CINAHL
60	Journal of Legal Nurse Consulting	CINAHL
61	Journal of Midwifery & Reproductive Health	CINAHL
62	Journal of Midwifery & Women's Health	Wiley
63	Journal of Neurological & Neurosurgical Nursing	CINAHL
64	Journal of Nurse Life Care Planning	CINAHL
65	Journal of Nursing Education	ProQuest
66	Journal of Nursing Management	Wiley
67	Journal of Nursing Practice Applications & Reviews of Research	CINAHL
68	Journal of Nursing Scholarship	Wiley
69	Journal of Perioperative Nursing	CINAHL
70	Journal of Psychiatric & Mental Health Nursing	Wiley
71	Journal of Psychosocial Nursing & Mental Health Services	ProQuest
72	Journal of School Nursing	CINAHL
73	Journal of the Australasian Rehabilitation Nurses' Association	CINAHL
74	Journal of the New York State Nurses Association	CINAHL
75	Journal of Trauma Nursing	CINAHL
76	Kansas Nurse	CINAHL
77	Kentucky Nurse	CINAHL
78	Manipal Journal of Nursing and Health Sciences	ProQuest
79	Maternal and Child Health Journal	Wiley
80	Maternal and Child Nutrition	ProQuest
81	Medical-Surgical Nursing Journal	CINAHL
82	MEDSURG Nursing	CINAHL
83	Middle East Journal of Nursing	CINAHL
84	Midwifery Matters	CINAHL
85	Midwives	ProQuest
86	Nebraska Nurse	CINAHL
87	Nephrology Nursing Journal	CINAHL
88	New Jersey Nurse	CINAHL
89	Nurse Education in Practice	ProQuest
90	Nurse Researcher (2014+)	ProQuest
91	Nursing & Health Sciences	Wiley
92	Nursing Children and Young People (2014+)	ProQuest
93	Nursing Economics	CINAHL
94	Nursing in Critical Care	Wiley
95	Nursing Inquiry	Wiley
96	Nursing Leadership (1910-622X)	CINAHL
97	Nursing Management (2014+)	ProQuest
98	Nursing Older People (2014+)	ProQuest
99	Nursing Philosophy	Wiley
100	Nursing Practice Today	CINAHL
101	Nursing Praxis in New Zealand	ProQuest
102	Nursing Reports	CINAHL
103	Nursing Standard (2014+)	ProQuest
104	Ohio Nurses Review	CINAHL
105	Pacific Rim International Journal of Nursing Research	CINAHL
106	Pediatric Nursing	CINAHL
107	Perioperative Nursing	CINAHL
108	Perspectives in Psychiatric Care	Wiley
109	Perspectives (0831-7445)	CINAHL
110	Professional Nursing Today	CINAHL
111	Public Health Nursing	Wiley
112	Research in Gerontological Nursing	ProQuest
113	Research in Nursing & Health	Wiley

114	Respiratory Care	CINAHL
115	Respiratory Care Education Annual	CINAHL
116	RT: The Journal for Respiratory Care Practitioners	CINAHL
117	Self-Care, Dependent-Care & Nursing	CINAHL
118	South Carolina Nurse	CINAHL
119	Supportive Care in Cancer	Wiley
120	The Journal for Nurse Practitioners	ProQuest
121	The Journal of Continuing Education in Nursing	ProQuest
122	Turkish Journal of Research & Development in Nursing	CINAHL
123	Urologic Nursing	CINAHL
124	Worldviews on Evidence-Based Nursing	Wiley
125	Wound Care Advisor	CINAHL

そのほか、ScienceDirect(Elsevier)、Taylor & Francis、American Psychological Associationの発行誌は論文単位で無償提供

## 奈良県立医科大学大学院看護学研究科博士後期課程運営委員会規程

第1条 奈良県立医科大学大学院看護学研究科博士後期課程運営委員会（以下「委員会」という。）は、本学大学院看護学研究科の博士後期課程に関する協議を行う。

第2条 委員会は、看護学研究科長及び委員4名をもって構成する。

第3条 委員（看護学科長を除く。）は教育研究審議会の審議に基づき学長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合は、すみやかに補充するものとする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

第4条 委員会の委員長は、看護学研究科長をもって充てる。

2 委員会の副委員長は委員長が指名する。

第5条 委員会は委員長が招集しその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

第6条 委員会は、次の事項について協議する。

一 大学院看護学研究科博士後期課程学生の入学、課程の修了に関すること。

二 学位論文審査及び学位の授与に関すること。

三 次に掲げる大学院看護学研究科博士後期課程に関する重要な事項

イ カリキュラムの運営に関すること。

ロ 看護学研究科博士後期課程の非常勤講師に関すること。

ハ 看護学研究科博士後期課程の入学試験に関すること。

ニ 大学院看護学研究科博士後期課程学生の福利厚生に関すること。

ホ その他の教務及び入学試験に関すること。

第7条 委員会は、必要に応じ部会をおくことができる。なお、部会については、学長が別に定める。

第8条 委員会の庶務は、教育支援課において行う。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

## 奈良県立医科大学大学院看護学研究科博士後期課程委員会規程

### (設置)

第1条 奈良県立医科大学大学院看護学研究科博士後期課程に関する学生の入学、課程の修了、学位論文の審査、その他学事に関することを行うため、本学に大学院看護学研究科博士後期課程委員会（以下「博士後期課程委員会」という。）をおく。

### (組織)

第2条 博士後期課程委員会は、看護学研究科長及び専攻分野を担当する研究指導教員のうち本学の専任教員（以下「委員」という。）をもって組織する。

### (召集及び成立)

第3条 博士後期課程委員会は、看護学研究科長が召集し、その議長となる。

2 看護学研究科長に事故あるときは、あらかじめ看護学研究科長の指名した看護学研究科博士後期課程委員会委員がその職務を行う。

第4条 博士後期課程委員会は必要に応じて、臨時開会するものとする。

第5条 博士後期課程委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

ただし、海外出張中又は休職中の教授は、委員の数に算入しない。

2 公立大学法人奈良県立医科大学の役員（監事を除く。）は博士後期課程委員会に出席し、意見を述べることができる。

3 看護学研究科長は、必要と認めるときは、委員以外の研究指導教員を博士後期課程委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

### (審議事項)

第6条 博士後期課程委員会は、次の各号に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 大学院看護学研究科博士後期課程学生の入学、課程の修了に関すること。

二 学位論文審査及び学位の授与に関すること。

三 その他次に掲げる大学院看護学研究科博士後期課程に関する重要な事項

イ 授業科目編成に関すること。

ロ 大学院看護学研究科博士後期課程学生の福利厚生に関すること。

2 博士後期課程委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる大学院看護学研究科博士後期課程に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができるものとする。

### (その他)

第7条 博士後期課程委員会は必要に応じて、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会については、学長が別に定める。

### 附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

## 公立大学法人奈良県立医科大学教育研究審議会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立医科大学定款（以下「定款」という。）第19条の規定に基づき、公立大学法人奈良県立医科大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 教育研究審議会は、次に掲げる委員15人以内で構成する。

- (1) 学長
  - (2) 副理事長
  - (3) 副学長
  - (4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者
  - (5) 学長が指名する理事
  - (6) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する職員
  - (7) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究審議会の意見を聴いて学長が任命する者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員を任命した学長の任期の範囲内とする。
- 3 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (審議事項)

第3条 教育研究審議会は定款第21条に掲げる事項について審議する。

### (招集)

第4条 学長は、原則として月1回教育研究審議会を招集する。ただし、学長が必要と認めるときは、臨時にこれを招集することがある。

### (会議の運営)

第5条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名した者が、その職務を代理する。
- 4 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決する。この場合、議長は議決権を行使しないものとする。
- 6 前項の議決において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第6条 学長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 2 学長は、必要な職員を会議に出席させ、議事事項の説明を行わせ、また、議事運営上の事務を処理させることができる。

### (議事録)

第7条 教育研究審議会の議事録は、総務課が作成し、保管する。

- 2 議長が指名した委員は、議事録を確認し、署名しなければならない。

### (庶務)

第8条 教育研究審議会の庶務は、総務課において処理する。

### (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経なければならない。

### (雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、教育研究審議会が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。



## 奈良県立医科大学大学院看護学研究科教育評価委員会規程

### (設置)

第1条 奈良県立医科大学大学院看護学研究科（以下、「看護学研究科」という。）に教育評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目的等)

第2条 委員会は、看護学研究科の教育課程、教育内容及び教育方法の評価等に関する事項について協議するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 学長が指名する外部委員 若干名
  - 二 看護学研究科長
  - 三 教育開発センター専任教員
  - 四 看護学研究科研究指導教員 1名
  - 五 看護学研究科博士前期課程の大学院生 1名
  - 六 看護学研究科博士後期課程の大学院生 1名
- 2 前項第1号及び第4号の委員は、教育研究審議会の審議を経て学長が委嘱する。
  - 3 前項の委員の任期は2年とする。
  - 4 委員会に、委員長を置くものとし、委員会に属する委員の互選により外部委員から選出する。

### (委員会)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を行う。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

### (庶務)

第5条 教育評価委員会の庶務は、教育支援課及び教育開発センターにおいて処理する。

### (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則 (令和 年 月 日)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

## 奈良県立医科大学における任期を定めて任用する教員の再任手続きに関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学における教員の任期に関する規程（平成15年7月8日制定）第3条の規定に基づき、任期を定めて任用する教員（以下「任期制教員」という。）の再任手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

### (再任審査委員会)

第2条 任期制教員の再任に係る業績評価等を審査するため、再任審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 任期制教員の評価の実施に係る評価項目及び評価基準等の策定に関すること
- (2) 評価の実施、評価結果の公表に関すること
- (3) その他評価に関して必要と認める事項

### (組織)

第4条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 教育・研究担当理事
  - (2) 教養教育部長
  - (3) 基礎教育部長
  - (4) 臨床教育部長
  - (5) 看護教育部長
  - (6) 各部門（教養教育、基礎医学、臨床医学及び看護学）から選考された委員
- 2 前項第6号に定める委員は教養教育、基礎医学教育、臨床医学教育及び看護学教育の各協議会から、理事長が教授1名を任命する。
- 3 第1項第6号に定める委員の任期は2年とし、再任は1回限りとする。ただし委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は教育・研究担当理事とする。ただし、教育・研究担当理事が再任審査の対象となった場合及び第7条の意見書を作成した場合においては、当該再任審査時に限り、委員長は教育・研究担当理事を除く委員の互選により、選任するものとする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の多数決で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(再任審査の申請)

第7条 再任を希望する任期制教員(以下「再任申請教員」という。)が、教授である場合は、任期満了の9ヶ月前までに、委員会に次に掲げる書類(以下「再任申請書類」という。)を様式1により提出しなければならない。教授以外の教員の場合は、所属長である教授(所属長が教授でない場合は理事長が別に定める者)に再任申請書類を提出し、当該教授が様式2による意見書を作成のうえ、当該再任申請教員の任期満了の5ヶ月前までに再任申請書類と併せて提出するものとする。

(1) 任期中(終了時までの見込みを含む。以下この項において同じ。)の教育活動業績

(2) 任期中の学術・研究業績

(3) 任期中の本学組織運営活動に関する報告書

(4) 任期中の社会的貢献に関する報告書

(5) 任期中の関連学会等への貢献に関する報告書

(6) 任期中の診療実績(該当する場合のみ)

(7) その他前6号の評価に関し必要な資料

(8) 再任後の活動計画書

(9) 履歴等変更報告書

(10) 任期中の学術論文総括表

2 委員会は、再任申請教員や前項の意見書を作成した者に対し、前項に掲げる書類以外に必要と認める書類の提出を求めることができる。

(再任審査)

第8条 委員会は、再任申請教員から評価及び審査に関し必要な書類を受理してから、教授である再任申請教員にあつては4ヶ月以内に様式3-1により、教授以外の再任申請教員にあつては2ヶ月以内に様式3-2により、再任の可否を審査し、その結果を理事長に報告する。

2 委員会は、教授以外の再任申請教員の再任の審査に際し、必要に応じて、当該教員に最も関係のある教授の意見を聴取することができる。

3 再任申請教員及び第7条の意見書を作成した者が委員の場合は、当該審査に参加することはできない。

4 委員長が必要と認めるときは、再任申請教員又は委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(教育研究審議会の審議)

第9条 理事長は、委員会から再任申請教員の再任審査結果について報告を受けた場合は、速やかに教育研究審議会(以下「審議会」という。)へ提案し、審議に付するものとする。

2 再任申請教員が審議会委員の場合は、自己の再任の審議に参加することはできない。

(通知)

第10条 理事長は、前条の規定による決定結果を再任申請教員に様式4により通知するものとする。

(異議申し立て)

第11条 再任申請教員は、前条の決定結果に異議がある場合、結果通知を受理した日から14日以内に様式5により、理事長に異議申し立てを行わなければならない。

2 理事長は、前項の再任申請教員の申立書を受理した場合、すみやかに審議会において再議に付すものとする。

3 審議会は、前項の再議を行う場合において、再任申請教員に対し口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規程は、平成15年7月8日から施行する。

附則

この規程は、平成17年6月14日から施行する。

附則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程施行後最初に任命される第4条第1項第6号の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず1年とする。

附則

この規程は、平成24年10月3日から施行する。

附則

この規程は、平成26年6月6日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（令和2年10月12日）

この規程は、令和2年10月12日から施行する。

附則（令和3年4月26日）

この規程は、令和3年4月26日から施行する。

## 奈良県立医科大学 FD 委員会規程

### (設置)

第1条 奈良県立医科大学に、本学における教員の教育能力や資質の開発を図るファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動を推進するため、奈良県立医科大学FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議することを目的とする。

- 一 授業内容、授業方法の改善・向上に関すること。
- 二 FDに関する研修会の実施に関すること。
- 三 教員への授業アンケート調査の企画・実施・分析に関すること。
- 四 学生による授業評価の企画・実施・分析に関すること。
- 五 卒業生へのアンケート調査に関すること。
- 六 その他FDの推進に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教育開発センター教育教授
  - 二 教養教育部長
  - 三 基礎教育部長
  - 四 臨床教育部長
  - 五 看護教育部長
  - 六 委員長が指名した教員 若干名
  - 七 その他委員長が必要と認める者
- 2 委員会に、委員長を置くものとし、教育開発センター教育教授をもって充てる。

### (委員会)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を行う。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。
- 5 委員会は、必要に応じて各学科に部会を置くことができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育開発センターにおいて処理する。

### (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成20年11月6日）

この規程は、平成20年11月6日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月2日）

この規程は、令和4年6月2日から施行する。